さるのみならず命令に對しても亦た公正解釋の効力を有するとなくて單に命令を變更し又は之に追加するの効力を有するのみ(「アルント」命令權第二百十五頁參照)町村制は法律の明文を以て直接稅の解釋を內務大臣に委任せり此の解釋ハ裁判官を束縛す)

前項に論するか如く裁判官は各箇の事件を判決するに當り採證及び法律の解釋に付き命令又は訓令の爲に束縛せらるゝことなく從て後に發したる公正解釋の命令は前の命令に關しても裁判官の解釋を羈束することなし之に反して裁判官は法律に依りて司法權を行ハさるへからす憲法第五十七條第一項は一方に於ては命令訓令に依て司法權を行ふことを禁し一方に於てハ法律に依て之を行ふことを命するものなり法律ハ如何なる場合に於ても司法權の行使を羈束するの力を有す法律の與へたる公正解釋ハ裁判官必す之を遵奉せさるへからさるなり而して第五十七條ハ法律の與へたる公正解釋ハ廣く司法權の準繩たるへきことを定むるか故に立法者か憲法に對して下したる解釋も亦た裁判官を羈束するの効力を有せさるへからす而して公正解釋の法律は裁判官復た其の憲法に牴觸するや否を審査することを得

さるハ自から明かなりとす何となれハ此の憲法の意義を解釋するを目的とする法律ハ憲法の規定と牴觸するの理由なけれハなり

既に論したる如く立法者か一の法律を發するときは立法者ハ憲法の規定に牴觸せさることを確認して之れを發したるものと認めさるへからす蓋し裁判官か一の法律を適用せんとするに當り其憲法に牴觸することを認むるときは裁判官は立法者の意思に對し二樣の解釋を下すことを得へし立法者は憲法違反の法律を發するの意思を有したりとすることと其の一なり立法者は憲法の條項に對し其公正解釋權に依り一定の解釋を下し此の解釋に從ひて法律を發したりとすることと其の二なり而して立法者か憲法に違反するの意思を有せりとするは解釋の法則に反するか故に裁判官は必す第二の解釋を取らさるへからす法律ハ一の事項を規定すると共に憲法の公正解釋を含蓄す而して法律の憲法に對して下したる公正解釋は裁判官復た其の當否を審査するの權を有せさるか故に裁判官は正當に成立したる法律の憲法に牴觸するや否を審査するの權を有せさるなり

第十五節　命令の審査

命令も法律と同しく正式の公布を要し又た勅令に在ては大臣の副署を要すること法律に關して論述したる所により明かなり余輩ハ又た命令を以て法律を廢止變更するを得さることを詳論せり（憲法第九條も亦た明に之を認む）命令ハ憲法及ひ法律に對して公正の解釋を與ふるの力を有するとなし故に裁判官か命令を適用すへき事件を裁判するに當てハ其の果して憲法及ひ法律に牴觸する所なきや否を審査せさるへからすと之を概言すれハ裁判官ハ命令の形式實体兩なから之を審査するの權を有す然れとも裁判官の判決ハ單に命令の一事件に適用すへからさることを定むるものにして全く之を廢止するものに非す又た命令を發するの必要ありたるや否ハ專ら行政機關の決すへき政治問題にして裁判官の判決すへき所に非さることと言を俟たさるなり

命令中裁判官の審査權に關して特に講究を要するものあり緊急命令是なり緊急命令ハ勅令なるか故に必す大臣の副署を要すること言を俟たす然れとも帝國憲法ハ緊急命令に付て特に內閣大臣總員の副署を以て發すへきことを規定せさるか故に大臣の副署ハ通常勅令の場合と異なることなきものと認めさるへからす

既に論したる如く憲法上命令を以て規定するを得さる事項に關する法律は法律の名稱を以て公布するに非されは遵由の效力を有せす而して緊急命令ハ此の原則の例外を爲すものなり故に緊急命令ハ必す其の憲法第八條に依り發したるものなることを明示せさるへからす緊急命令にして此の要件を充たさゞるものハ遵由の效力を有せさるなり

緊急命令を發したるは果して實際緊急の必要に因りたるや否は全く政治上の問題にして爲政の局に當るもの獨能く之を決するを得へく臣民及ひ裁判官は其の政治上の意見に依て命令の效力を判定することを得さるなり若し裁判官をして此の疑問を決せしめんとせハ是れ即ち裁判官をして政治家たらしむるなり政治上の意見をして法規に代らしむるなら法の確實を求めんと欲して却て其の不確實を來たすなり故に裁判官に緊急の必要の有無を審査するの權なきことは學者概ね皆之を認めさるなし（例へは「プランク」法理年報第九卷第三百六十二頁裁判官か緊急命令を發

布するに必要なる條件の有無を審査するを得るは唯其の發布の議會閉會中に在りたるや否の一點のみ

緊急命令は總て法律に代はるの効力を有す故に憲法第五十七條第一項の法律も緊急命令は亦た之に代はることを得さるへからす之を詳言すれは緊急命令の憲法法律に對して下したる解釋は裁判官を羈束するの効力を有す故に法律の實質の審査權に關して論述したる所は亦た之を緊急命令に適用することを得へきなり之を概言すれは裁判官は緊急命令か大臣の副署を有するや憲法第八條に依りたることを明示するや及ひ其の發布の時は議會閉會中なりしやを審査することを得へしと雖とも其の實に緊急の必要に因りたるや又た其の規定は憲法に牴觸する所なきやは裁判官之を審査することを得さるなり

第五章　豫算

第十六節　豫算の性質

政治上の意見と國法上の法理とを混淆するの虞最も多きものを豫算論とす政府の權力の濫用を恐るゝこと甚しき者は及ふ丈議會の豫算議定權を擴張して以て政府の行働の自由を束縛せんことを欲し議會の權限の濫用を憂ふること大なる者は可成丈け議會の豫算議定權を限縮して以て政府の活動の自由を保たんと欲す是に於てか二箇の極端なる豫算論を生す而して二者共に誤なり蓋し帝國議會の議員は皆愛國の人ならん國務大臣は悉く忠誠の士ならん議員の愛國心にして頼むへくんは大臣の愛國心何か故に頼むに足らさるか大臣の忠誠にして信すへくんは議員の忠誠何か故に信することを得さるか大臣は缺點なきの人に非す議員も亦た感情を有せさるの人に非す大臣の過失何か故に恐るゝに足らさるか議員の感情何か故に危むを要せさるか議會の公德を信して獨り政府の公德を信せさるは非なり議會の權限の濫用を恐れて獨

り政府の權力の濫用を恐れさるも亦た非なり帝國憲法い豫算に關する法規を定むるに當り政府及び議會に對して均しく權力の濫用を防き又一定の範圍内に於ては均しく政府及び議會の德義に信任す是我邦の豫算法の歐州諸國憲法と大に趣を異にする所にして而して亦た其の諸國の豫算法に卓越する所なり

歐州大陸諸國の憲法い概ね皆直接又は間接に其の摸範を英國の制度に取りたるものに非さるなし諸國は英國の如く次を逐ひ漸を以て中古の國家より徐に近代の國家に變遷せるものに非すして其の間一たひ君主の實權を以て中古の族制を掃蕩し強大なる警察國を建設せり其の後歷史上諸種の原因に由りて自由の思想再ひ大に勃興し終に爲政參政の權を强奪又い享受して更に立憲制度を建設するに當りてい或は全く歷史上の遺傳を拋棄し架空の理論に基きて新に國家の制度を設けたるものあり或は族制の殘片を拾聚し立憲の新主義を以て之を補綴したるものあり其の始佛人及ひ白耳義人か一い舊來の秩序を破壞し一い獨立の希望を達して共に新に國家の秩序を制定せんとするに當てい「プラュクストーン」「デロルム」「モンテスキュー」等の著述に由りて文明世界の共產となりたる英國の立憲主義い時を濟ふの最好

方便となれり然れとも佛、白兩國の政治家か所謂立憲主義を採用したるは唯其の自己の目的を達するに便なるか爲に過きさるか故に其の果して英國の制度に適合するや否い深く問ふ所に非す是等政治家の希望する所は人民に不滅の自由を還與し社會の各層に參政の權利を保障するの捷徑を求むるに在り而して國務大臣の進退及ひ行政の針路を以て民選議院の多數の向背に繫らしむるは捷徑中の最捷なるものなり此の目的を達するか爲最も單簡なる方便い議會に於て每年一切の歲入歲出を許諾し又は拒否するの制度を設くるに在り事簡にして理卑近極めて俗耳に入り易し是に於てか每年議會に於て歲入歲出を承諾するの說い殆んと抵抗すへからさるの力を以て一般の思想を支配するに至れり(「ゲナイスト」豫算及ひ法律第十六頁立憲制度の獨逸に起るや英國の制度は復た間接に之か摸範となれり然れとも其の豫算法の獨逸諸邦の憲法に移るに當てい或は往時の租稅承諾權の紀念と結合し或は憲法制定の當時に於ける社會の情態の影響を受けたる爲諸邦憲法の間に少なからさるの差異を生せり豫算の法規に關し獨逸諸邦の憲法い分れて二種類を成すことは人の從來全く知らさりし所に非すと雖とも「ザイテル」の諸著述に由りて愈々明なる

とを得たり第一種の憲法い概ね當世紀の始に制定せられたるものにして往時の族制と頗る類似する所あり蓋し往古の國家と近代の國家との間性質上霄壤の差あること固より前者の思想を取て直に之を後者に適用すへきに非すと雖も歴史上の紀念い亦た少なからさるの影響を與へたることと疑を容れす此の種の憲法に在ていい議會の豫算議定權い頗る往時の租稅承諾權に近きものあり「バイエルン」及び「ウユルテムベルヒ」の憲法い其較しきものなり兩國の憲法に依れい一切の租稅(又は某種の租稅)い議會の同意なくして賦課徵收することを得す而して豫算は必要なる費用及び他の財源より收入するを得へき金額を見積りて以て租稅賦課の必要なることを證明するものに外ならさるなり「バーエルン」憲法第七章第三條第四條及び「ウユルテムベルヒ」憲法第百九條第百十條第二種の獨逸憲法い孛漏西憲法及び獨逸帝國憲法其の最も重要なるものなり孛漏西の憲法は人の知る如く一切の租稅い永續の法律を以て確定するの法を取れり之に反して豫算法に關しては南獨の諸國に倣はすして主として白耳義の憲法に則り豫算を以て毎年議定すへき法律とせり是に於てか議會は豫算を以て隨意に既定の法律を停止變更するを得へく而して豫算の成立に至らさるときい政府は一金半錢を支出收入すること能はさるやの疑を生し終に「マルチッツ」をして毎年の歳計豫算い法律上の歳入を變して年金となし及ひ法律上の制度をして壹年間の預約に繫らしむるの力を有せすと絶叫せしむるに至れり今日に在ていい「フリツカー」『グナイスト』『ラーバンド』等の著述に由て豫算の通常法律と性質を異にすることと殆んど獨逸國法學者の一般に認むる所となりたれとも亦た有力の反對者なきに非す之を要するに獨逸に於て豫算問題に關する激烈の論議を生したるは君主主義を以て國体の基礎となすに拘らす主權在民の主義に基ける白耳義憲法の規定を其憲法に收用したるか爲に前後相容れ難きの矛盾を生したるに由れり日本い世界萬國の中に於て最も早く國權統一の主義を認めたるものなり租稅徵收の如きも國權の發動にして政府と人民との約束に基くものに非さることい既に數百千年以來確定する所の原則なり帝國憲法は徵稅權の濫用を防くか爲租稅の賦課に對して帝國議會の協賛權を認めたり然れとも此の協賛權い毎年租稅を承諾し又い承諾せさるの謂に非すして唯立法に參與するに在り法律を以て定めたる歳入い永續の性質を有すること全く孛漏西の憲法と同し之に反して豫算は全く之を法律より分離し

て特別の制度となし又た特別の規定を設けて預め豫算不成立の場合に備へ議會に與ふるに財政に參與するの權を以てすると共に亦た其の權力の濫用を預防して國家の生存に對する危險を除かんことを期せり此の特別の制度及び規定は即ち余輩か本節に於て講究の目的とする所なり

憲法第六十四條に曰く國家の歳出歳入ハ毎年豫算を以て帝國議會の協賛を經へしと憲法ハ本條に於て單に帝國議會の協賛を經へしと言へり而して豫算ハ法律を以て之を定むへしと言ハす是れ何人と雖とも直に注目する所なり唯想ふに人の或は帝國議會の協賛を經て元首の裁可せるものを以て皆法律なりと斷定し豫算も亦た憲法か法律の名を附せさるに拘らす一種の法律に外ならすとの意見を有するものあらん然れとも既に本篇の始に於て法律を以て帝國議會の協賛を經たる天皇の命令とするハ論理上並に解釋上の誤謬に基けることを詳論せり余輩ハ法律を以て最強の效力を有する國家の命令とせり故に國家の命令をして法律たらしめんと欲せハ此の命令に最強の效力を與ふるの意思を明にするか爲法律として之を公布せさるへからす若し法律として之を公布せさるときは假令帝國議會之に協賛し天皇之

を裁可するも豫算は決して法律となることなし第六十四條は歳入歳出の帝國議會の協賛を經へきことを規定せり然れとも豫算ハ法律として之を公布すへしとの規定なし故に議會の協賛を經たるの故を以て豫算を法律の一種となすものあらハ是れ大なる誤なり法律は凡て帝國議會の協賛と天皇の裁可を要す然れとも天皇の裁可と帝國議會の協賛とを經たるものは必すしも法律に非さるなり

余輩は更に一歩を進めて自から問ハん豫算ハ果して天皇の裁可を要するやと若し豫算にして裁可を要せさるときハ其法律に非さると毫末の疑を容れさるへし憲法第六十七條に曰く憲法上の大權に基ける既定の歳出及法律の結果に由り又ハ法律上政府の義務に屬する歳出ハ政府の同意なくして帝國議會之を廢除し又は削減することを得すと政府ハ天皇陛下の政府なり國務大臣ハ天皇陛下の委任に由るに非されは政府の同意を表することを得へからす若し裁可に由るに非されは豫算成立に至らすとせは第六十七條は何の必要ありて特に一部の歳出に政府の同意を要することを規定したるか

人或は曰く豫算は政府と議會との合意あるに非されは成立することを得す獨り第六

十六條、第六十七條の費目に至ては政府の意見專決の力を有す故に第六十七條の場合に於て政府と議會との合意成らさるときは政府は隨意原案を施行するを得へしと余は未た此の說の如何なる論據に基くやを知らすと雖とも余の知る所を以てすれは論者は豫算の裁可を要するに拘らす第六十七條に於て特に政府の同意を要するの規定を設けたる立法の理由より推測を下したるものゝ如し余は論者か深く他に該條を正解するの道を講究することなく又た充分なる論理上の根據を求めすして直に此の如き測斷を下すの勇に驚かさるを得さるなり論者も亦た政府と議會との同意成立せさるに及んて始めて政府の意見之れを決することを認むるか如し何か故に政府は合意の成立せさるを待たさるへからさるか第六十七條の費目に就ても亦た政府と議會との合意を要すれはなり然れとも終局に至りて政府の意見獨り之れを決するときは是即ち第六十七條の費目に付ては議會の同意を要せさるなり或は合意を要すと言ひ或は合意を要せすと言ふ何そ其の相撞着するの甚しきや第六十七條は帝國議會の豫算協贊權を制限したるものなること論を俟たす然れとも協贊權を限制するは必すしも協贊權を廢するの謂に非さるなり憲法上の大權に基

ける既定の歲出及ひ法律に由るの歲出と雖とも之れを議會の議に付せさるへからさると第六十七條の法文により明かなり該條は議會の豫算案を受領したる後に於て其の議決權の範圍を定むるものに過きす而して第六十七條の歲出の豫算を議會の議に付せさるへからさる所以は何そや憲法第六十四條に依り歲入歲出は凡て帝國議會の協贊を要すれはなり故に第六十四條は第六十七條の歲出にも亦た均しく適用すへきの法規と認めさるを得す若し論者の言ふ如く第六十七條の歲出は結局帝國議會の協贊を要せすとせは是れ即ち第六十四條の規定を適用せさるなり果して然らは政府は如何なる法規に由りて第六十七條の歲出の豫算を帝國議會に提出するの必要を有するや又た何の目的を以て之を議會の議に付するや論者は或は第六十七條の歲出を以て始より議會に提出するを要せさるものとなすか果して然らは憲法第六十七條ハ何か爲に議會の議決權を限制したるや論者の思想の働は殆んと人の揣倪すること能ハさる所なり

第六十七條の歲出ハ政府の同意なくして帝國議會之を廢除刪減することを得す議會の協贊なくして政府隨意に之を確定することを得す故に該條の歲出に付き議會

政府の原案に同意せさるときゝ唯政府と議會との協議推讓に由り豫算の成立を致すことを得へし若し此の協議不幸にして整はさるときは議會は終に第六十七條の歲出を議決するに由なく從て豫算は終に成立すること能はさるなり此の場合に於て政府も議會も誠意其の必要の費額と信する所を守て互に相讓ること能ゝさるときは豫算の成立に至らさるゝ必ずしも罪を其一方に歸すへからす余輩ゝ單に之を以て一の不幸なる事實とせさるを得さるなり此の時に當りてゝ唯前年度の豫算を施行するの一途を有するのみ

人又た或ゝ憲法第七十一條の規定より豫算の裁可と第六十七條の同意との關係を說明せんとするものあらん第七十一條に曰く帝國議會に於て豫算を議定せす又ゝ豫算成立に至らさるときは政府は前年度の豫算を施行すへしと人或は言はん本條を適用するは帝國議會に於て豫算を議定せさるか又ゝ帝國議會に於て豫算成立に至らさる場合に限る故に天皇の裁可を得さるか爲に豫算の成立に至らさるときゝ前年度の豫算を施行することを得す之に反して第六十七條の歲出に付て政府と議會の意見相一致せさるときは是れ即ち議會に於て豫算成立に至らさるの場合なるか故に政府は前年度の豫算を施行するを得へし是れ豫算の裁可を要するに拘らず猶は第六十七條の歲出に關して政府の同意を要するの必要ある所以なりと然れ共憲法か其の第七十一條に於て預め豫算不成立の場合に備ふるの規定を設くるときは其の趣意は何れの場合に於ても豫算に依らすして支出を爲すことを許さゝるに在ること明なるか故に政府は議會の協贊したる豫算に依るか又ゝ第七十一條の預算に依るの外決して支出を爲すこと知るへし(此の點ゝ猶は次節に於て詳論すへし)故に豫算は裁可を要すれとも裁可を經さるか爲め其の成立に至らさる場合に於てゝ第七十一條を適用することを得然れとも政府は一錢を支出することを得すと謂ふゝ恰も天皇は豫算の裁可を拒むことなし裁可の實果して何處に在るや

且第七十一條に謂ふ所の豫算の不成立を以て帝國議會に於て豫算の成立に至らさる場合に限るとするは非なり若し此の解釋にして正當ならは議員の召集に應せさる場合は果して如何此の時に當ては帝國議會未た成立せす故に政府は未た豫算案を提出するに由なし政府豫算案を提出せさるか故に帝國議會に於て豫算を議定せ

すと稱することを得す又た帝國議會に於て豫算成立に至らすと言ふことを得さるなり此の場合に於ては第七十一條の規定を適用することを得さるか果して然らは議會か豫算の否決に由て政府を強ゆるは法の預防する所なれとも議員擧て召集に應せさるときは國家の生存を危くするも之を如何ともする能はさるなり第七十一條の趣旨果して此の如くなるか更に一例を擧くれは國家内外の情形に因り政府帝國議會を召集すること能はさるときは如何蓋し政府は憲法第四十一條の規定に從ひ帝國議會を召集するを要すと雖とも國家の事變に因りて議會を召集すること能はさる場合に於ては政府は固より憲法違反の責を負ふことなし何となれは憲法は能はさるを政府に責むるものに非されはなり此の時に當ては政府に罪なく議會に咎なし然れとも豫算の成立に至らさるは全く政府の議會を召集せさるに起因するか故に帝國議會に於て豫算を議定せすと稱することを得す又た帝國議會に於て豫算成立に至らすと言ふことを得さるなり此の場合に於ては政府は全く支出を爲すことを得さるか第七十一條の規定は之に適用すること能はさるか憲法第七十條は此の如き非常の場合に處するか爲に特別の規定を設けたり然れとも其の法文を讀

下するときは直に其の豫算と直接の關係を有せさることを見るへし第七十條に曰く公共の安全を保持する爲緊急の需要ある場合に於て云々財政上必要の處分を爲すことを得と抑も豫算を設くるは公共の安全を保持するか爲必要なる處分と稱するを得さること言を俟たす而して豫算に依らすして實際の必要に應し支出を爲さんとするも第七十條の規定する所は國家歳出の一小部分に止り支出の大半は緊急の需要に應すものに非すして豫め見ることを得へき日常政務の必要に應するものなり其の目的も亦た公共の安全を保持するのみに非すして積極の公利を進捗するに在り年金、恩給、公債元利、神社費、賠償費等政府の當然支拂はさるへからさるものなりと雖とも之を以て公共の安全を保持し又い緊急の需要に應するものと稱することを得す凡そ是等の歳出い皆憲法第七十條の規定を適用すること能いさるものなり是に由て見れい第七十條い緊急の需要に因り公債を起し又公安を保持するか爲必要なる費途に向て支出を爲すか如き處分を稱するものにして國家經常の歳出入の如きい其の關する所に非さるや明なり蓋し内外の情形に因り議會を召集すること能はさるか如きい國家非常の災厄と謂はさるへからす此の時に當てい嚴に普通

の豫算のみに準據すること能ハさる勿論なるか故に第七十條は特に臨時必要の處分を爲すを許せりと雖とも臨時の災厄ハ決して政府の義務を解除するものに非す年金、恩給、國債の元利等ハ實際の事情に於ても猶ほ全く其の常務を停廢すること能はさるへからす而して國家は此の場合に於ても亦た經常の支出を爲さゝるを得さるなり故に「シュワルツブルヒ、ルードルスタット」憲法の如きハ此の如き場合に對して最も適切なる規定を設けたり其の第廿九條第二項に曰く特別の事變に因り適當の時期に國會を召集すること能ハさるときハ亦た前項の例に依ると即ち此の場合に於ても政府ハ租稅及び其他の收入を徴收し最近の歲出豫算に準據して之を支出することを得へきなり帝國憲法第七十條は公共の安全を保持するか爲緊急の需要ある場合に限りて財政上必要の處分を許せり然れとも經常の支出を爲すに當り豫算に準據するを要せさるの規定なし而して第七十條に於て特別の必要ある處分を明に認むるときハ却て其の他の收入支出に付てハ憲法ハ普通の法規を適用し豫算に準據するを必要なりとするの趣意なることを推論せさるを得さるなり

今若し憲法第七十一條を以て帝國議會に於て豫算成立に至らさる場合に限り適用すへき規定なりとせハ議員の召集に應せす又は議會を召集すること能ハさる場合に於てハ國家ハ終に經常必要の歲出を爲すに由なからんとす是れ果して第七十一條の趣意なるか余輩ハ之れを信せさるなり余輩ハ該條を以て豫算の成立に至らす又は帝國議會に於て豫算を議定せさる場合を規定するの法規と認むるものなり豫算の不成立に付ては議會の內外を問ハさるものなり人或ハ問ハん第七十一條の不成立を此の如く廣く解釋するときは政府ハ豫算案の調製を怠り又は豫算案を議會に提出せす甚たしきは始より議會を召集せすして常に前年度の豫算に依り收入支出を爲すを得へきかと然れとも政府は憲法第四十一條に由りて毎年帝國議會を召集するの職責を有し第六十四條に由りて毎年豫算を帝國議會の議に付するの職責を有す若し政府に於て議會を召集せす(第七十條の場合は例外とす)又は豫算を議會に提出せさる時は是即ち政府は自から憲法違反の咎を惹くものなり此の場合に於ても政府は固より第七十一條の規定に從て前年度の豫算を施行すへし然れとも政府は第七十一條の規定に依りたるの故を以て

憲法違反の責を免るゝことを得さるなり
若し豫算を以て天皇の裁可を經さるへからすとせは元首は亦た裁可を與へさるの
權を有せさるへからす元首若し此の權を實行して帝國議會の協贊を經たる豫算を
裁可せるときは如何他なし豫算の不成立を見るのみ憲法第七十一條の規定を適用
して前年度の豫算を施行すへき場合を生するのみ故に政府は議會の議決を喜はさ
るときは其の選む所に從ひ年々歳々前年度の豫算を施行するの便を有すへし此の
如く必要の支出と隨意の支出とを別たす一切の收入支出を擧けて之を常例豫算（ノルマールエター）と
なすは果して立憲國の性質に適合するや否は玆に之を論せさるへし余輩は唯問は
ん憲法實に天皇の裁可を以て豫算の成立に必要なりとせは更に何の必要ありて第
六十七條の歳出に對し特に政府の同意を求むへきことを規定したるか又は何の實
効を期して議會の自由議決の範圍を限定したるか政府は第七十一條に依りて隨意
に前年度の豫算を施行するの自由を有せは第六十七條は毫も政府に利する所なく
而して該條規定外の歳出に對しても議會協贊の實効は其の規定内の歳出に對する
と毫も異なる所なきに非すやと

人又た或は言はん第六十七條は廣く豫算確定權の限界を定めたるものなり豫算を
定むるは一の行政行爲にして既定の法律の範圍内に於てせさるへからさることを
明にするものなり法の明文を以て豫算の性質に關する最近の學説を認めたるもの
なりと此の解釋も亦た非なり第六十七條は單に政府の同意なくして必要の歳出を
廢除削減するを得さることを定むるに過きす故に該條の明文のみに付て見るとき
ハ大權に基ける既定の歳出法律上必要の歳出と雖とも政府の同意あれハ之を廢除
削減するに妨なし若し夫れ豫算は現在の法制を基礎とするを要せさるや豫算を以
て法律上必要の制度を廢するを得るや契約に因り政府に屬する義務を解除するを
得るや豫算ハ現行法制の範圍内に於てのみ成立するを得るものなるやハ普通一般
の法理により之を論するを得へし直接に第六十七條の規定に依て之を決するを得
す若し該條の規定にして果して豫算の法律及ひ契約等に對する關係を定むるの意
あらは政府の同意の有無に由て區別を爲すの理なし法律上契約上必要の歳出は政
府の同意あるも之を廢除削減するを得へからさるなり故に伊藤伯か第六十七條の
註釋に於て（義解第百廿三頁）豫算を議する者ハ憲法と法律とに準據し憲法上及法律

上國家の制置に必要なる資料を給備するを以て當然の原則とせさるへからすと言ふときハ蓋し一般の原則を明にしたるものにして直接に第六十七條を解釋するの意に非さるへし之を要するに第六十七條は政府と議會との關係を規定するものなり豫算と法律との關係を規定するものに非さるなり(讀者請ふ次節を參照せよ)以上陳ふるか如く裁可を以て豫算の成立に必要なりとするときは憲法第六十七條は全く一の冗文に屬すへし故に憲法か特に第六十七條の規定を設くるときは憲法ハ豫算成立の爲元首の裁可を要せさるの意なることを認めさるへからす憲法か豫算の裁可に付て規定する所なきハ其の當然の事理にして更に言明を要せさるか爲に非すして豫算ハ實に裁可を經るを要せさるが爲なり裁可を要せさるか故に裁可を拒むの權なし裁可を拒むの權なきか故に憲法は第六十七條の歳出に付て政府の同意を要するの必要を有す豫算は果して天皇の裁可を待たすして成立するときハ既に成立の手續に於て全く法律に異なる既に形式に於て法律に非さるときハ復た其の實質に於て法律たることを得るや否を問ハさるなり

此に一事の辨明を要するものハ民法財産編第卅一條と豫算との關係なり其の第二

項に曰く動產の公用徵收は每回定むる特別法に依るに非されは之を行ふことを得すと我邦の豫算法を論するに當て本條の規定に注目したるは余の知る所を以てすれハ博士穗積八束氏か國民の友第百四號に登載したる短篇の論文を以て始とす氏了に斷定を下すことを警戒せり其の要に曰く租稅ハ動產の公用徵收の最も重要なるものなるへし民法財產篇第卅一條は每回定むる特別法を以てするに非すして動產の公用徵收を行ふを得さることを定めたり故に租稅も亦た一年法に依るに非されハ之を徵收することを能ハさるへし余ハ民法の規定を以て違憲なりとするを憚るか故に猶ほ豫算ハ法律に非すと斷言するに躊躇せさるを得すと民法財產篇第卅一條の意義にして此の解釋の如くならハ該條と憲法との關係ハ一の難問なりと謂はさるへからす然れとも租稅を賦課徵收するは必す法律を要すること既に憲法第六十二條の規定に由りて明なり故に民法財產篇第三十一條を以て租稅に關係するものとするも其の趣旨ハ憲法第六十二條の法律ハ每年之を更新せさるへからすと云ふに過きす而して民法財產篇第卅一條ハ必すしも豫算を以て租稅を賦課するを要

するものに非さるなり故に該條の規定より直に豫算の性質に論及するの理なし加之憲法第六十三條ハ現行の租稅ハ法律を以て之を廢止せさる限り舊に依て之を徵收すへきことを規定せり租稅の大部分は此の規定に由りて不動の收入となれり若し民法財產篇第卅一條第二項をして一切の租稅に關するものならしめは該條は明に憲法第六十三條の規定に牴觸す余輩は豫算を以て法律に非すとするに躊躇せすして寧ろ民法の條項を違憲なりとするを憚ちさるへきなり然れとも若し虛心平氣に財產編第卅一條の規定を講究するときは憲法と矛盾せさるの解釋を爲すことを難しとせす租稅を以て動產の公用徵收に非すとすることを是なり

蓋し公用徵收なる文字ハ其意義極めて廣く單に文字に付て見るときハ租稅の徵收をも財產の收用をも包含するを得へきか如し民法財產編第卅一條か如何なる意義を以て此の語を用ゐるやを定めんと欲せハ先つ租稅と收用との性質の異同を辨せさるへからす收用ハ公共の利益の爲に所有權又は其他の物權を徵收し之を國家又は第三者に移すの行政行爲なり故に收用は租稅と同しく國權の公共の目的を達するの手段なり又た收用は租稅と同しく國權の發動にして孰れの場合に於ても臣民

との合意に基くものに非す而して收用ハ租稅と同しく國家の日常の政務を行ふか爲(鐵道、道路、城塞の築造等)必要なるものにして所謂國家の緊急權に基くものに非ず凡そ是等の點に於ては收用は租稅の徵收と其性質を同しくす然れとも收用と租稅の徵收と全く性質を異にする所ハ主として其の目的とする所の權利の種類を異にするに在り收用は所有權又ハ其他の物權を强要し租稅の賦課ハ單に國權の發動に由りて公法上の債權を生するに過きず故に收用は必ず確定したる物件あるを必要とし又た國家の求むる所は此の物件に在りて其の價金に在らさるか故に國家は其の强要したる物件に對して充分の賠償を與ふるを原則とす收用と租稅とは此の如く其の目的とする所の權利の種類を異にす憲法第廿七條に曰く日本臣民は其の所有權を侵さるゝことなし公益の爲必要なる處分は法律の定むる所に依ると公益の爲にする收用は即ち本條の規定する所に屬す然るに憲法は猶は其の第二十一條に於て法律の定むる所に從ひ納稅の義務を有することを規定せり憲法か此の如く同時に二箇の條項を設けたるハ何そや納稅ハ公益の爲に所有權を侵さるゝの場合に非されはなり民法財產編第一部は物權に關するの規定なり其の第一章ハ所有權に關

するの規定なり其の第三十一條は所有權を強要せらるゝ場合を定むるの條項なり
租稅賦課の性質ハ公法上の債權を生するに在ること既に說明したるか如し故に人
民か租稅の賦課に應して任意に之を納付するときハ其の納付したる一定の貨幣の
所有權ハ強要の讓渡に因らす任意の讓渡に因りて移轉すること私人に對する負債
を償還するの場合と異なることなし人民か租稅の納付を怠りたるか爲國稅怠納處
分法に依り金錢を押收して以て未納額に充つる場合ハ民法上の强制執行と同しく
既定の債權を行ふの方法たるに過きす此の場合に於ては復た其の處分の公益の爲
に必要なるや否を問ハさるなり租稅ハ所有權の讓渡を强要するものに非す而して
民法財產編第卅一條ハ所有權强要の場合を規定するものなるときは其の所謂動產
の公用徵收ハ租稅を包含せさること自から明かなり
然ハ則ち動產の公用徵收とハ何そや盖し收用は主として不動產に關するを常とす
と雖も其の性質上必すしも不動產に限れるに非す飮食品取締に關する獨逸の法律
に於て警察官に與ふるに撿查の爲賠償を與へて店舖に存在する飮食品の見本を徵
收するの權を以てしたるか如きは動產收用の一例なり「ステンゲル」は又た獸疫の傳

播を防くか爲獸疫に感染したる家畜を撲殺するを以て動產の收用と稱すへきもの
なりと謂ふと雖とも此の場合は素と警察上の處分にして必すしも所有權の移轉を
要せさるか故に以て收用の適例となすことを得す要するに公用徵收は動產に關して
も全く其の例なきに非すと雖とも實際不動產の收用は公用徵收の最も重要なるも
のなるか故に諸外國に於ても動產の公用徵收は之を特別法に委するを常とす若し
夫れ民法財產編第卅一條か動產の公用徵收は必す每回定むる特別法を以てすへし
と云ふは立法論として論難すへきものなきに非すと雖とも是れ余輩の此に論する
所に非さるなり民法財產編第三十一條は租稅の徵收に關するものに非す故に該條
は毫も憲法の規定に反する所なく而して豫算の性質は毫も該條の規定に由りて變
更する所あるなし余は立法の歷史に泝りて立法者の意思を推究するの便宜を有せ
すと雖とも該條の目的及ひ前後の關係により立法者の意思は余輩の解釋する所に
外ならさることを信す

本論を草し終りたる後偶然東京日日新聞の舊紙を搜索して中村弘一氏の寄書を
發見せり(明治廿四年一月七日發兌東京日日新聞)其の立論の可否は且らく問はす

氏の寄書に由りて民法起案者の意を知るとを得たるは余之を氏に謝せさるを得す

豫算の法律に非さること既に詳論したるか如し然らは則ち帝國憲法に謂ふ所の豫算は果して如何なる性質を有するか或は之を以て行政官廳に對するの訓令となすものあり然れとも訓令は上司下司の關係に基くものに外ならす而して官廳に對して指揮監督の權を有するもの獨能く之を發することを得へし故に行政各部の官廳は國務大臣の訓令を奉せさるへからす國務大臣は亦た元首の命を守らさるへからす國家の行政機關は皆元首に隷屬す而して議會は直接に官廳に對して指揮監督するの權を有せさるなり故に官廳は元首若くは其の委任を受けたる上班の官廳より訓令を受くることを得へく而して帝國議會又は貴衆各院より訓令を受くるを得へからさるなり豫算の原案は素政府の手に成るものなるを以て其の元首の裁を經たること論を俟たす然れとも帝國議會に於て修正刪除したる豫算に對しては裁可に由るに非されい元首の意思を知るに由なし豫算は天皇の裁可を要せさること余輩既に之を論せり豫算は單に議會の決議に由りて成立するものなり單に議會の決議に由りて成立するものは訓令に非さるなり故に豫算を以て行政官廳に對するの訓

令となすの說い未た以て我國法の法理を得たるものとすることを得す

學者は又た往々豫算を以て財政の計畫と見做すものあり其の說の要に曰く凡そ公共の經濟なると私人の經濟なるとを問わす歲出入巨額に達するものい預め其の計畫を爲すの要あらさるものなし故に府縣には府縣の豫算なかる可らす町村には町村の豫算なかるへからす私立會社も豫算を要し大資產家も亦た豫算を要す國家は最も大なる經濟を有するものなり故に國家に豫算の設なき時い財政の整頓い之を望むへからす而して豫算の必要い獨り立憲國に存在するものに非さるなり之を諸國の歷史に徵するも豫算は往々立憲制度に移るの前既に嚴然存在し一の欠くへからさる行政行爲たり其の後專制制度より立憲制度に變遷して豫算を代議會の議に付するに及んても豫算い猶は其の行政行爲たるの性質を變するとなし豫算は立憲國に於ても專制國に於ても同しく國家財政の計畫たるに過きすと然れとも豫算は單に歲入歲出の金額を豫測し之を比較して以て出入の平均を求むるの資となすに止まらす亦現行の法制に基きて支出の必要なるや又は有益なるやを查定するの目的を有すると學者の普く認むる所なり一たひ支出の須要及ひ之に對する收入の利

害得失を審査して財政の計畫を定る時ハ將來此計畫に從て財政を處理せさるへからす何となれは計畫とは將來事務を執行するに當りて依るへきの準繩を定るものに外ならされハなり故に「シュルッエ」は曰く豫算は財務に關する行政條規なりと「ラーバンド」は曰く豫算は行政の準繩にして及ふ丈け遵奉せさるへからさるものなりと伊藤伯も亦た曰く豫算ハ行政官の遵守すへき準繩を定るものなりと國家の行政機關か豫算を奉するの職責を有するハ國家自から將來施政の計畫を定めて以て其行動を羈束するに因らさるへからす「シュルッエ」は曰く豫算ハ國權か自から其の行爲に關して規定する所の行政條規なりと「ラーバンド」ハ曰く獨逸帝國の歳計豫算ハ帝國最高機關の定めたる行政の綱領なりと故に豫算ハ國權を總攬する者又ハ行政を統轄する者より出つるに非されハ行政機關をして之を遵奉せしむるの効力を有すると能はす而して行政機關をして遵奉せしむるの効力を有せさるものは財政の計畫に非さるなり我邦の豫算ハ帝國議會の議決に由りて直に成立するものなることは屢々之を論せり抑も帝國議會ハ國權の總攬者に非す故に行政機關に對して命令するの權を有せさるなり帝國議會は亦た國家行政の局に當るものに非す故に議會

ハ自から將來施政の準繩を定むることを得さるなり之を略言すれは帝國議會ハ其の單獨の意見を以て財政の計畫を定むるの權を有せさるものなり故に豫算を以て財政の計畫となすの說も亦た之を我國法に適用することを得す

豫算ハ官廳に對するの訓令にも非す國家財政の計畫にも非す豫算ハ完全なる國家の意思の發動に非さるなり憲法第六十四條は豫算ハ帝國議會の協賛を經へしと言はすして國家の歳出歳入は每年豫算を以て帝國議會の協賛を經へきことを規定せり故に國家の歳出(歳入の事ハ且らく茲に論せす次節に詳述すへし)ハ帝國議會に於て預め其の必要又ハ有益なることを承認するに非されは之を支出することを得さるを原則とす而して豫算ハ議會か其の承認を與ふるの具たるに過きざるなり議會に於て豫算を議定するときは政府は其の定むる所の範圍内に於て隨意に支出を爲すことを得へし然れとも政府ハ必すしも其の定むる所の費用を支出することを要せす故に帝國議會の意見ハ既に豫算に由りて定ると雖も國家か費用を支出し又は支出せさるの意思ハ豫算に依て定まるに非すして元首か官廳に對して發する一般又は特別の命令に由て始めて定まるものなり之を略言すれは豫算ハ單に議會か國家

の歳入歳出を承認するの形式に外ならさるなり

人若し猶ほ明に豫算の性質を解せんと欲せゝ之を憲法第六十四條の事後承諾に比較するに如くゝなし蓋し豫算外の支出及び豫算超過の支出に對する事後の承諾ゝ全く歳計決算と性質を異にし寧ろ決算の基礎となるものなり政府は豫算外の支出又ゝ豫算超過の支出に對し既に議會の承諾を經たるにも拘はらす猶ほ一般の收入支出と共に其の決算を帝國議會に提出して之か審査に附せさるへからす故に「ロエンチ」ゝ事後承諾を以て豫算を增補するものとせり(孛漏西國法第一卷第六百十八頁)「ラーバンド」は曰く(獨逸國法第二卷第千六頁及孛漏西豫算法第五十七頁豫算外の支出を承諾するは事實歳計豫算を增補修正するものに外ならすと又た曰く事後の承諾ゝ假定のものにして政府か歳計決算を提出するの義務を解くものにあらす是れ事後承諾の豫算と性質を同しくする所なりと「ヘーチル」も亦た曰く(法律論第三百四十頁)事後の承諾ゝ豫算に依らす又は豫算に超過したるの理由を辨解して以て決算上の責任解除を得るの目的を有するものに非す故に事後の承諾ゝ會計檢査院の檢査に先たちて之を與ふへきものにして豫算の項目に關する計算上の審査に從屬するものに非す其の目的は全く決算上の責任解除を求むるの外に在り他なし豫算に違反したるの理由を辨明し違反に由りて生したる事實をして豫算の定むる所の準繩に代りて歳計決算の基礎たらしむることに是なり「ラーバンド」か事後の承諾ゝ歳計の決算に非すして豫算の修正なりと論するゝ極めて當を得たるものなりと事後承諾ゝ此の如く豫算を增補修正するものなる時ゝ豫算は亦た必す承諾と共同の目的を有するものならさる可らす而して事後承諾の目的ゝ議會か政府の行爲に異議なきことを定めて以て他日の歳計決算の基礎となすに在ることと「ラーバンド」及び「ヘーチル」の論するか如し豫算の目的も亦た實に之に外ならさるなり故に豫算ゝ立憲制度に移るの前既に諸國に存在せりと雖とも其の性質は立憲國に遡るに及んで全く一變せり立憲國の豫算は復た單純なる財政上の豫測に止まらさるなり豫算を以て財政の計畫となすの論者(例へゝ「シュルツェ」及び「ラーバンド」)と雖とも概ね皆豫算法律の效用を以て主として國家の收入支出に付き政府か他日其の必要又は利益を證明するの責任を免るゝに在りとし豫算不成立の場合に於てゝ政府は此の證明の責任を預め免るゝの利益を有せさるに止まることを主張せさるなし「ラーバ

ンド」ハ「イェリチック」の說を駁するに當りて論して曰く(獨逸國法第二卷第千四十二頁)
余輩の論する所のものは豫算の經濟上の効用に非すして其の法律上の効用なり(中略)豫算法律の成立せさる場合に於て政府か財政の秩序を維持するか爲獨斷を以て定むる所の豫算は國法上豫算法律に代るものに非す又た決して之に代るへきものに非す何となれは此の如き豫算は議會に對する政府の責任を解くと能はされハなり故に政府か專斷を以て定むる所の豫算ハ憲法に違反するものに非す又た憲法に依るものにも非す此の如き豫算ハ全く法の關與せさる所なりと是に由て觀れは「ラーバンド」か孛漏西豫算法に於て(第十三頁)豫算を定むるは法律上の必要に應するものに非すして專ら經濟上の必要に應するものなりと言へるは之を立憲國憲法の豫算に適用するとを得す又た豫算を以て財政の計畫となすの論者は豫算ハ立憲國の特有する所に非さるとを主張すと雖とも其の專制國に於けると立憲國に於けるとを大に目的及ひ性質を異にするの事實ハ之を認めさるを得さるへし以上論するか如く豫算の國法上の効用は主として事後の承諾と同しく政府をして議會に對する證明の責任を免れしむるに在り而して政府か支出の必要或ハ有益なることを證明す

るの責任を免るゝは帝國議會の既に之を承認したるに因るものなるを以て豫算は單に議會の決議に由て之を定むるを得へきこと事後承諾の場合と異なることなし故に豫算を以て元首の裁可を待たすして成立するも決して豫算の性質に反する不當の說に非す唯帝國議會の決議に加ふるに天皇の裁可を以てし正式に之を公布するときハ議會か政府に承認を與ふると同時に併せて官廳に對し豫算を遵奉するの職責を負はしむることを得へきの差あるのみ帝國憲法は此の二箇の元素を分離し豫算を以て專ら政府と議會との關係を處置するものとなし官職に對して財務の準繩を示し之を遵行するの職責を負ハしむるハ別に天皇の命令を以てするの法を取れるなり

明治廿四年度の豫算ハ政府天皇の裁可を經て之を公布せり此の事實ハ毫も豫算の性質に關する余輩の意見を反證するものに非す又た政府は之か爲に憲法に違反するの責を負ふとなきハ前項の終に論したる所に由りて讀者既に了解の端緒を得たるなるへし抑も豫算ハ法律に非す命令にも非す單に帝國議會か政府に對し必要又ハ有益なる支出及ひ之に對する收入の承認を與ふるの形式に外ならす故に帝國議

會の決議に由りて成立したる豫算ハ未た直に官廳に對して遵由の義務を負ハしむることを得さるなり然とも政府若し議會の同意したる歳入歳出額の範圍内に於て國家の財務を處理して以て憲法第六十四條の規定に從ハんと欲せハ政府ハ官廳に對して收入支出に關する一定の準繩を示し且つ之を遵行せしめさるへからす此の準繩を定むるの命令又は訓令は其定むる所必すしも豫算と同一なるを要せす政府ハ或ハ一年の豫算を數期に分つを得へく或ハ各省に對して各別の豫算を命令するとを得へし且政府ハ必すしも議會の同意したる金額を支出せさるへからさるの職責なきか故に豫算の定額を削減して官廳に命令するも亦妨なし元首か官廳に對して發する命令も將來の收支を豫測するものなるか故に亦た目するに豫算を以てするを得へしと雖も其性質ハ全く憲法の謂ふ所の豫算なるものと異る前者ハ官廳の天皇に對する關係を定むるものにして後者ハ政府の議會に對する關係を定むるものなり故に政府か天皇の裁可を經て明治廿四年度の豫算を公布したるときハ是即ち既定の豫算に基き官廳に對し收入支出の準繩を命令するの一法を取りたるに外ならす而して此の方法は蓋し實際に於て最も便なるものなるへし然れとも此の場合

に於ても裁可ハ豫算の成立に必要なる元素に非すして既成の豫算に基きて發する所の命令に對し遵由の効力を與ふるものに過きさるなり

第十七節　豫算の成立－豫算の効力－豫算の不成立

豫算を調製し及ひ之を議會に提出するの順序ハ會計法會計規則及ひ其の他の法令に備はれり此に是等の法則を網羅するは既に緒言にも陳へたる如く本篇の目的とする所に非す余輩ハ唯憲法の條項より演繹することを得へき二三の原則を擧くるを以て足れりとすへし

(一)國家の歳入歳出は其の法律に基くと行政の處分に因るとを問はす凡て豫算を以て帝國議會の協賛を經さるへからす此に例外を成すものハ憲法第六十六條の皇室經費及ひ第六十八條の繼續費なり皇室の經費ハ現在の定額を增加せさる限は帝國議會の協賛を要せす數年に亘るの繼續費は一たひ議會の協賛を經るときハ更に毎年之か協賛を經るの要なし此の二種の歳出ハ議會之に協賛し又ハ協賛せさるの權限なしと雖とも之に供給するの財源は亦た一般の收入に在るを以て兩種の經費を

も併せて豫算に載するハ收支を對照するか爲已むを得さる所なり然れとも之を豫算に併載するハ唯對照の便に供するか爲にして議會の協賛を求むるか爲に非さるか故に議會に於て之を廢除し又ハ削減するの議決を爲すも何等の効力を有せさるへきハ多言を俟たすして明かなり

(二)豫算ハ毎年之を帝國議會に提出せさるへからす憲法第六十四條に毎年豫算を以て帝國議會の協賛を經へしと言ふときハ此の法文ハ三種の解釋を容るゝか如し其一ハ之を以て毎一年即ち十二ヶ月間の豫算を定むへきことを規定するものとなすに在り此の解釋に從ふときは或は六ヶ月間或は十八ヶ月間の豫算を調製するは憲法の規定に違反するものなり然れとも國家は將來經濟事情の變更又は其の他の原因に由りて會計年度の開閉期を變更するの必要を見ることなきを保し難し此の場合に於て舊會計年度より新會計年度に遷るの時に際しては或ハ十二ヶ月に滿たす或は十二ヶ月を超ゆるの豫算を定むるも事實已むを得さる所なり而して第一の解釋に從ふときは「ラートバンド」の如く此の如き變体の豫算を以て違憲と認めさるへからす果して然らは會計年度ハ憲法の改正に由るに非されは決して變更するを得さるものとなさゝるへからさるなり是れ蓋し第六十四條の趣意に非さるへし第二の解釋ハ「毎年」を以て「毎會計年度」と解するに在り此の解釋ハ稍〻附會の嫌なき能ハさるのみならす毎年の二字を以て全く贅言たらしむるものと謂はさるへからす何となれは會計年度は豫算か其の効力を有すへき一定の時限に外ならす而して毎會計年度豫算を以て議會の協賛を經へしと言ふハ豫算の効力を有すへき各時限の爲に豫算を以て議會の協賛を經へしと言ふに異なることなかるへけれはなり故に余輩ハ以上二種の解釋を捨てゝ第三の解釋を取らさるへからす余輩の見る所を以てすれハ憲法第六十四條に毎年と謂ふは會計年度の長短を定むるものにあらすして單に帝國議會の協賛を得へき時期を定むるものなり故に二年乃至三年に一回豫算を議會に提出して之か協賛を得るか如きは第六十四條に牴觸することを容れすと雖とも毎年の議會に明年四月一日より明後年一月卅一日迄即ち十ヶ月間の豫算を提出し明年の議會に於て第三年目の三月卅一日に至る迄十四ヶ月間の豫算を提出することあるも之を目するに違憲を以てすることを得す六十四條は歳出歳入云々と言ふと雖とも此の兩語より一年の收入支出は必す一回の豫算を以てせさるへからすと推論するこ

を得す何となれは一年の收入支出を數回に又は數年の收入支出を一回に豫算するも豫算を以て歲入歲出の協贊を經るものたるとを失はされはなり故に第六十四條に於て歲出歲入と言ふも此の兩語により豫算は必す十二ヶ月の收支を定めさるへからすと推論するを得さるなり會計法第一條は每年四月一日より翌年三月卅一日に至る十二ヶ月間を以て政府の會計年度とせり然れとも將來會計年度開閉の時期を變更するの必要を見るとあらは舊會計年度より新會計年度に移るの際に處するか爲十二ヶ月に滿たす又は十二ヶ月に超過するの豫算を定むるとあるも決して憲法に違反するものに非さるなり第六十四條の「每年」の意義は第七十二條を比較するに及んで愈々明かなるへし第七十二條は每年歲出歲入の決算を議會に提出すへきとを定めす故に決算は二ヶ年度分を同一の會期に提出するとを得へく而して政府は每年の會期に必す決算を提出せさるへからさるの職責を有するものに非す然るに豫算に對しては憲法は反對の規定を設けんとを欲す是れ蓋し第六十四條か每年帝國議會の協贊を經へしと言ふ所以なり此の原則は又た會計法第五條の認むる所なるか如し」

(三)豫算は年度開始前に於て帝國議會の協贊を經さるへからす何となれは豫算とは豫め未生の收入支出を算するの謂に外ならされはなり會計法第五條も亦た明かに規定して曰く歲入歲出の總豫算は前年の帝國議會集會の始に於て之を提出すへしと」

(四)憲法第六十四條は國家の歲出歲入は豫算を以て議會の協贊を經へきことを規定せり然れとも必すしも一箇の豫算書を以て協贊を經へきことを規定せす故に歲入歲出を數箇の豫算書に分ちて議會の協贊を經るも亦た憲法の禁する所に非すと謂はさるへからさるなり會計法は明文を以て憲法第六十四條の規定を補へり其の第二條に曰く租稅及其の他一切の收納を歲入とし一切の經費を歲出とし歲入歲出は總豫算に編入すへしと故に豫算は特別會計に屬するものを除くの外一切の收納及ひ一切の經費を通して一箇の文書と成すを原則とす然れとも豫算は單に豫期することとを得へき歲出入を計算するものに過きさるか故に豫算成立後に至りて臨時の必要を生したるか爲追加豫算を編製するは憲法及ひ會計法の禁する所に非さること多言せすして明かなり

(五)豫期すへき歲出の外豫算には憲法第六十九條に從ひ避くへからさる豫算の不足を補ふ爲に又ハ豫算の外に生したる必要の費用に充つるか爲に必す豫備費を設く

るを要す故に政府か豫備費を設けさるの豫算を提出し又は議會に於て豫備費を全廢するは共に憲法の規定に背反するものにして豫算不成立の一原因たるものなり」

(六)豫算は收入支出の二大部分に區別すへきこと其の歲入歲出の豫算たるの性質により自から明かなり之に反して歲入歲出の各部内に如何なる細別を爲すへきやいなり故に豫算に目節を別て議會に提出することあるも是れ唯參考の爲にするに止まり必すしも議會の協贊を經へきものに非す何となれい政府を限制するの効力なき協贊は憲法の謂ふ所の協贊に非さればなり

會計法第六條も亦た憲法の趣意に從ひ歲入歲出を經常臨時の二部に大別し各部之を款項に區分すへきことを規定す然れとも款項の區分い到底形式上の區分に過きす如何なる種類の歲出入を以て款となし如何なる種類を以て項となすへきやい積年の慣習と財政術の示す所に由りて定まるへきものにして預め一定の原則を設くるを得す

(七)豫算い前に衆議院に提出すへし是れ憲法第六十五條の定むる所にして豫算案の普通議案に異なる所なり

以上い豫算の編製及ひ提出に關し憲法の條項より演繹することを得へき最も重要なる原則を擧けたるに過きず余輩い是より我邦豫算法中至難の疑問たる帝國議會の豫算議定權に論及せんとす憲法の條項中議會の豫算議定權に對して一大制限を加ふるものあり第六十七條の規定是なり

憲法第六十七條の解釋に關して最も疑あるものは憲法上の大權に基ける既定の歲出とい如何なる種類の歲出を稱するやに在り伊藤伯は二三の實例を擧けて其の意義を說明したれとも憲法義解中其の一定の觀念を示したる所なきか故に此の種の

歳出は果して如何なる範圍を有するやに關しては伯の意見を知るに由なし今若し憲法第六十七條の規定を詳解して其の正確なる解釋を得んと欲せゝ先つ大權の意義を論せさるへからす余輩の見る所を以てすれは憲法上の大權とは國家の元首か憲法に依りて專有し他の獨立の機關の協贊を俟たすして專行するを得へき一切の權を稱するものなり此の見解ゝ蓋し幸にして人の異論を免るゝを得んか然れとも大權の意義は第六十七條を解釋するの基となるへきものなるを以て猶ほ此に少し之を詳論すへくして大權の觀念は主として英國の國法に於て發達したるものなるか故に英國々法に關する二三の著述を引用して解釋の助となさんとす

「グナイスト」は曰く(英國行政法第一編第百五十四頁)國王は立法の形を以て現はるゝと命令權の形を以て現はるゝとを問はす凡て政權の淵源にして直接の國家官廳たると間接の國家官吏即ち自治体の吏員たるとを論せす國家意思を執行する一切の機關に長たるものなり此の關係に屬する一切の方面を總稱して國王の大權と云ふと氏は又た「ロード、コーク」の用ゐたる大權の觀念を以て「ブラックストーン」以來普ねく人の認むる所のものとせり「コーク」の定義に曰く大權とゝ法の國王に與ふる一切の

權力尊榮及ひ特權(プリビレージ)(プレエミネンス)を總稱するものなりと然れとも英國の國法學者中或ゝ大權の意義に幾分の制限を加へて之を用ゐるものあり「コックス」「トッド」の如き是なり兩氏ゝ大權を以て成文法に由り國王に與へたるものを除くの外王位に屬する一切の政權を總稱するものとせり「トッド」ゝ大權の範圍を論して曰く大英國君主の大權は甚た廣くして又た極めて重要なるものなり國王は國家一切の行法權の中樞たり而して政府の行政機能は國王を以て其の淵源とし民政上、司法上、軍事上、宗教上の事務に關する最上權は皆國王に屬せさるものなし國王ゝ又た立法權の首長にして其の必要なる一元素たり國王ゝ陸海軍の元帥なり榮譽權利の淵源なり又た既決の犯罪者を赦すの權を有するか故に恩惠の施與者たり國王ゝ國教の元首なり外に對して國家の尊嚴の代表者たり而して國王ゝ戰を宣し和を講し及ひ外國と條約を締結するの權を有すと

國王の大權の頗る廣きとは英國々法學者の普ねく認むる所なるか如し唯成文法の明文に由り國王に委任したるものを以て大權の一部となすとなさゝるとの差あるのみ然れとも此の區別ゝ素と英國に於ける慣習法と成文法との特別の關係に基く

ものにして之を他國の國法に適用すべきものに非す我邦に在ては憲法も亦た一の成文法に外ならす元首の大權は凡て成文法に基くと謂ふも過言に非さるなり故に余輩ハ「コックス」「トッド」の定義を取らすして寧ろ「コーク」の定義を取らさるへからす又た英國の國法に依るときハ立法權ハ國王(キングインパーラメント)及ひ上下兩院に存在するか故に單に國王の權と言ふときは自から立法權を包含せさることを知るへし(國王の大權ハ立法機關の一元素たるの權を包含するのみ)と雖とも我邦に在ては立法權も亦た獨り元首の掌握する所なるを以て單に大權を以て元首の權となすときハ大權ハ全く統治權と範圍を同くするに至るへし是れ余輩か大權を以て他の獨立の機關(即ち帝國議會)の協贊を俟たすして專行するを得へき權となせる所以なり

憲法第十七條第二項ハ余輩の解釋の正しきを證す其の文に曰く攝政ハ天皇の名に於て大權を行ふと抑も攝政は元首大政を親らすること能はさるの事情あるときに當りて元首に代りて一切の大政を行ふことを得へき所にして攝政の行ふこと能ハさるものは唯憲法及ひ皇室典範の改正を裁可するの一事のみ其の他攝政か天皇の名に於て行ふことを得るの權ハ元首か親ら行ふことを得る所と全く範圍を同しくす而して憲法は大權の一語を以て悉く此の權を包括し其の制限を要する者ハ特別の條文を以て之を規定せり第七十五條是なり伊藤伯も亦た天皇の大權を論して曰く(義解第二十九頁)元首の大權ハ憲法の正條を以て之を制限するの外及はさる所なきこと宛も大陽の光線の遮蔽の外に映射せさる所なきか如し此れ固より逐節叙列するを俟ちて始めて存立するものに非す云々と伯は大權の定義を下すの意に非さるを以て此に帝國議會の協贊を經て行ふへきものも亦た天皇の大權に屬するや否を明言せすと雖も其の憲法の正條を以て制限するの外と言ふを見れハ伯の眞意の在る所亦た推知し難からさるか如し憲法の所謂大權ハ統治權と同義に非さること第十七條第二項と第四條及ひ五條との對照に由て明かなり第四條ハ統治權を總攬し憲法の條規に依り之を行ふと言ひ第五條ハ帝國議會の協贊を以て立法權を行ふと言へり之に反して第十七條第二項は單に大權を行ふと言ふに止まれり是に由て觀れハ大權とは既に性質上憲法條規の範圍内に存在し又た帝國議會の協贊を要せすして行ふことを得へきものたること知るへし

以上論する如く大權とハ他の獨立なる機關の協贊を俟たすして元首の行ふことを

得へき一切の權を總稱するものにして「官制」陸海軍の編制等憲法第一章に特別の條項あると否とを分たさるか故に單に憲法上の大權に基ける歳出と言ふときは法律に基くものを除くの外一切の歳出を包含し敢て其の必要の歳出なると隨意の歳出なりと將た經常の歳出なると臨時の歳出なるとを問ハさるなり然れとも憲法第六十七條は憲法上の大權に基ける一切の歳出に付き政府の同意を要するものに非すして其の同意を要するハ既定の歳出に止る

既定の歳出とは文字のみに就て見るときハ憲法制定の當時既に定まれる歳出と解すること得へしと雖とも此の解釋は論理上之却けさるへからす抑も憲法は萬世に亘るの大典にして第六十七條は憲法施行の際に處する一時の規定に非す而して偶〻憲法制定の當時に定まりたる歳出額を幾百千年の後に存續するハ憲法第六十七條の意に非さること問はすして明かなり伊藤伯ハ既定の歳出を以て憲法施行の前と施行の後とを論せす豫算提議の前既に定まれるものとせり是れ余輩の全く伊藤伯に同意する所なり然らハ則ち歳出の豫算提議前に定まるは果して如何なる國家行爲に因るか

世間普通の解釋に依るときハ既定の歳出は前年度の豫算に由りて定まるものなり伊藤伯も亦た此の解釋を取る者の如し伯は曰く(義解第百廿四頁)既定の歳出と謂ふときハ其の憲法上の大權に基くに拘らす新置及增置の歳出ハ仍議會に於て論議の自由を有する也と然れとも余輩ハ此の解釋に同意すると能はさるなり若し憲法上の大權に基ける歳出にして前年度の豫算に一定の額を成す者ハ皆第六十七條の所謂既定の歳出なりとせハ凡そ國家の歳出ハ其の必要なると隨意なると經常なると臨時なるを論せす苟も前年度の豫算に載するの額ハ議會全く之か論議の自由を有せすと推論せさるへからす(支出の目的消滅したるものハ格別なりとす)是蓋し論者の希望せさる所なるへしと雖とも論理上の結果ハ復た之を如何ともすへからす何となれハ法律に基くの歳出は第六十七條第二段の明言する所にして法律に基かさるの歳出ハ悉く大權に基くものなることハ余輩の既に詳論したるか如くなれハなり且つ夫れ一年度の豫算中一の歳出ハ既定の歳出なりと謂ふときは此の歳出の必要ハ既に該年度に對して定まれるとを要す若し單に前年度の爲に定まれるものを以て既定の歳出と稱することを得は五年十年前の豫算に定むる所も亦た前年度の

豫算に定むる者と均しく既定の歳出と稱するとを得へし故に既定の歳出を以て前年度の豫算に一定の額を成すものと解釋せんと欲せは論者は必す先つ前年度の豫算か今年度の歳出を定むるの効力を有するものなることを證せさるへからす是れ「ラーバンド」か曾て其の孛漏西豫算法に於て試みたる所なり伊藤伯ハ憲法義解に於て(第百二十二頁)既定の歳出とハ云々經常費額を成すものを云ふと言へり而して伯ハ此の論斷の根據を示さすと雖とも「ラーバンド」の論する所ハ盖し伊藤伯其の他前年度の豫算に今年度の歳出を定むるの効あることを主張するの論者か自說を辨護することを得へき唯一の論據なるを以て茲に大意を譯出して少しく之か評論を試みんとす

「ラーバンド」の所論の大要に曰く(孛漏西豫算法第三十九頁以下)國家の機關として國家の意思を表示するの職を充たす者ハ新陳常に代謝すと雖とも一たひ表示したる國家の意思ハ在職者の交迭あるか爲に其の効力を失ふものに非す是れ國家の性質に基く一原則なり例へは法律及ひ國際條約は其成立に參與したる大臣議員共に世を辭し又は職を去るも猶ほ依然として其の効力を失ハさるハ何人と雖とも疑

はさる所なり此の原則ハ又た均しく官廳の一切の行爲に適用すへきものとす而して議會と雖とも亦た此の原則の外に出つること能はさるなり議會の行爲にして國法上の効力を有せさる者ハ後の議會を羈束するの力を有せすと雖とも議會に於て一たひ國法上の効力を以て議決を爲したる時ハ後の議會か之を不當と認むると至當と信するとを問ハす依然として將來に効力を有す立憲國に於てハ立法並に議會の同意を要する行政事務に關し契約に類する一種の關係を生す此の關係は固より民法上の契約と同視すへきものに非すして唯國家の機關たる政府と議會との間國權の行働に關して成立したる合意に過きす然れとも此の合意にして一たひ成立するときは民法上の契約と均しく双方の合意に因るに非されハ之を變更し又ハ廢止することを得す而して一方の異議に由て之を左右すへきに非さるなり此の原則は亦た之を豫算に適用することを得へし盖し豫算は單に一ヶ年間の爲に發するものに過きすして又た現に一ヶ年間の爲に豫期すへき收入及ひ支出の計算を定むるものに過きす其の財政上の効用ハ全く一年度に限る然れとも其の實質に付て論すれは豫算の効果ハ遠く一箇年の時限外に及ふものなり而して其の効果を有すへき時限の長短

は一に支出各項目の性質如何に依る行政の處置ハ或は一年にして完結し其の費用も亦た全く一箇年に限るものありと雖ども行政上の處置及ひ國家の制度ハ其の存續の時限長く從て其費用の總額は一年の豫算に集むることを得す之を各年に分配し數年の豫算を以て定めさるへからさるもの多し此の標準に由て區別するときは國家の歲出ハ一年にして完了するものあり數年に亘るものあり又た永遠に繼續するものあり一年にして完了する歲出ハ議會固より次年に至りて之を削除するを得へし然れども數年に亘るの歲出又は永遠の歲出に關し議會一たひ同意を表して國定の制度又は行政上の處置の必要を認むるときは議會は將來此の議決に由て政府との間に成立したる合意の爲に羈束せられさるを得す故に後の議會ハ政府の同意なくして永遠の歲出又は數年に亘る歲出を廢除削減すること能ハさるなりと此の論據を以て假りに正當なりとせハ既定の歲出ハ必すしも經常費額を成すものに止まらす臨時の歲出中數年に亘るの事業にして憲法第六十八條に依り繼續費として帝國議會の協賛を經さりしものハ亦た既定の歲出に外ならす故に伊藤伯か既定の歲出とは云々豫算提議の前に既に定まれる經常費額を成す者を謂ふと斷言するは余輩之を解すること能はさるなり

「ラーバンド」の說は始めより學者の大に攻撃する所となれり「シェルッェ」ハ曰く(李漏西國法第二卷第四百四十四頁)「ラーバンド」の意見は所謂豫算法律の財政上及ひ國法上の效用と相容れさるものなり凡そ大國に在てハ國政上の必要年々歲々變更して一たびも休止することなし必要なる永遠の制度を維持し及ひ避くへからさる需要に應ずるか爲にする歲出と雖も事情の變更に因りて節減を要することあり又た節減するを得へきことあり之を概言すれは財政の全部は常に移動變更すへき性質を有す是れ實に短期の會計年度を定めたる所以なり存續の久しきに亘るは法律の性質にして其の一時期に限るハ豫算の性質なり「ラーバンド」か國家の意思の永續に付て論する所は概して正當なりと認めさる可らす而して既定の法律は立法各機關の合意に由り法律を以て之を變更せさる間は決して其の効力を失ふことなきは原則として爭ふ可らさる者なりと雖とも豫算ハ實に此の原則を適用す可らさる例外の場合なり何となれは豫算ハ其性質に基き及憲法の明文に依り一の短期即ち一年間の爲に定むるの者に過きされハなり人若し豫算を定むるは行政行爲にして法律に非すとの眞

理を確信するときは特に一箇年間の爲に定めたる豫算に依り單に目的の將來に繼續するの故を以て其の目的に充つる費額の永遠に裁可せられたるとを主張する能はざるなりと余輩も亦た「ラーバンド」の說に同意することを能はず帝國議會の協贊の目的ハ支出の必要又は有益なるを承認するに在ると既に詳論したるか如し然れとも此の承認の効力ハ國法上一年間に限るを以て原則となすことは憲法第六十四條の明かに定むる所なり蓋し議會に於て一たび數年に亘るの事業又ハ永久の制度に關し必要利益を認めたるときハ議會は德義上將來に於ても亦た之を承認するを至當とすと雖とも國法上必ずしも之を承認することを要せす何となれば議會ハ一年を限り國家の事業及ひ制度の必要を認めたれとも國法上未た其の次年に於ける必要を認めたるとなければなり議會か一の歲出を承認するの職責を有するは前年度の豫算に於て之を議決したるに因るに非すして法律命令の規定あるに因るのみ故に「ラーバンド」の說ハ獨逸に於ても多數學者の同意を得るに至らす而して「ラーバンド」も亦た終に其說を變更するに至れり(獨逸國法第二卷第九百九十頁千十六頁)獨「ザイデル」ハ今日に於ても猶は此の說を固守すと雖も「バイエルン」國法第四卷第三百九十

六頁以下其論據に至ては別に見るへきものなきか如し

前年度の豫算ハ今年度の豫算を定むるの効力を有するものに非す前年度の豫算は單に前年度の歲出を定め今年度の豫算ハ單に今年度の歲出を定む前者は其の効力を今年に及ほすこと能はす而して後者ハ其の効力を明年に及ほすこと能はさるなり前年度の豫算を施行する場合に於てハ憲法第七十一條の明文に由り之に付する歲出を定むるか故に其の今年度の豫算に代るの効力を以てしたるに同しと雖ども此の場合に於ても前年度の豫算は前年度の豫算として當然其の効力を今年の歲出に及ほすに非す故に憲法か單に既定の歲出と謂ふの故を以て前年度の豫算に定めたる歲出は凡て政府の同意なくして之を廢除削減するを得さることゝ「ザクセン、アルテムブルヒ」憲法第二百三條の規定する所の如しとするは其理を解すへからさるなり

國家の行爲にして豫算に對し支出を豫定するの効力を有するものハ曰く法律なり曰く命令なり曰く契約なり而して法律ハ專ら天皇の大權に屬するものに非さることゝ既に論したるか如くなるを以て憲法上の大權に基ける既定の歲出ハ命令又ハ條

約に基く國家の歳出に外ならさるなり「リッペ」伯ハ孛國貴族院に於ける千八百七十九年二月十二日の報告中官廳組織の勅令に關して論して曰く豫算承諾の基礎たるものハ前年度の承諾に非すして國王の發したる命令なりと蓋し命令ハ其の實質上の效果法律と異なるとなし法律か裁判所の搆成を定むると同しく命令は行政官衙の組織を定むるを得へし法律か帝國議會議員の歳費を定むると同しく命令は官吏の俸給を定むるを得へし法律と命令の相異なる所ハ成立の手續及相互牴觸の場合に於ける效力の輕重に在り而して其の實效に在らさるなり(「ボルンハック」も類似の說を爲せり孛漏西國法第一卷第四百六十頁)國際の條約に基くの歳出に至ては其の緊要なること寧ろ法律上政府の義務に屬する歳出より大なることあるも決して之に劣ることなし憲法は豫算全部に對して可否を決する權を政府に與へすと雖尼歳出の一部に關してハ特に其の意見に重きを置く所以のもの他なし歳出の一部ハ國家生存の爲欠くへからさるものなれハなり命令の效果ハ法律の效果に同しく國際條約に由て生したる義務ハ法律上政府に屬する義務よりも輕きことなしとせハ憲法か法律に基くの歳出及法律上政府の義務に屬するの歳出と均しく命令及ひ國際條

約に基くの歳出に對して政府の同意を要するハ立法上頗る穩當の規定と稱すること

を得へきなり

命令及ひ條約に基くの歳出は其の必要のみ定まりて未た其の金額の定まらさるものあるへく又た必要金額共に始より定まれるものあるへし(例へは外國に對して支拂ふへき賠償の如き是なり)孰れの場合に於ても政府は必すしも前年度豫算の定額に從ふことを要せす政府ハ唯命令及ひ條約に依りて必要と認むる金額を以て議會の協賛を求むへきのみ例へは一官衙の經費として前年の豫算に五十萬圓の額を揭けたりとせん政府は蓋し今年の豫算にも同一の額を揭くるを常とすへしと雖とも物價の變動其の他諸種の原因に由り此の金額を以て必要を充たすに足らすと認むるときは或は六十萬圓若ハ七十萬圓の費額を載することなしと謂ふへからす此の場合に於ては議會ハ政府の同意なくして五十萬圓の金額を削減することを得さるなり前年度の豫算に揭けのみならす又た六十萬圓の金額を削減することを得さるなり前年度の豫算に揭けさる新置の費目も亦た之に準す例へは前年の豫算議定後勅令を以て官衙を新設し本年度に至りて始めて之を實施するか知き場合に際し本年度の豫算に之か費額を

新置するときハ議會は亦た政府の同意なくして之を廢除し削減するを得さること増置の場合と異なるなし然れとも議會に於て第六十七條の規定に反し政府の同意を得すして大權に基ける既定の歳出及び法律上必要の歳出を廢除削減するの議決を爲すときは此の議決は全く無効に屬し憲法第七十一條を適用するの場合を生すへきか故に前年度の豫算に定額あるものハ政府議會の同意なくして之を支出するを得へしと雖とも新置増置の歳出に至ては政府は全く之を支出するに由なし是れ前年度の豫算に定額ある歳出と新置増置の歳出との間帝國議會の議決の結果大に相異なる所なり蓋し議會か政府の同意なくして新置増置の歳出を廢減するハ何れの場合に於ても國法上違法の事たるを免れすと雖も若し政府に於て命令又ハ條約を濫用して議會の權限を蹂躙するの利器となし人民の利害休戚を顧みすして濫に無要の施設を爲すか如きとあらは議會之に對して同意を拒むも政治上徳義上敢て咎むへきものなし何れの國に於ても政治上の必要と法律上の必要と常に平衡調和して相矛盾することなきは殆んと期すへからさる所なり是れ諸國に於て往々責任解除法律（ヒル・オフ・インデムニチー）の必要を生する所以なり帝國憲法第六十七條は議會の豫算議定權の限界

を定め其の第七十一條は議會の權限の濫用又は已むを得さるの事情に由り豫算成立に至らさる場合に備ふるの規定を設けたり然れとも其の手段は前年度の豫算を施行するに過きす故に新置増置の歳出に對しては議會は猶ほ萬已むを得さるの場合に於て政府の專横を防くの利器を失ハさるなり若し夫れ各箇の場合に於て果して既定の歳出を拒むるの必要あるや否ハ全く政事上の實際問題なり國法上より之を論すれは政府の同意なくして既定の歳出を廢減するハ何れの場合に於ても違法の議決たることを免れす之を要するに大權に基ける既定の歳出ハ前年度の豫算との關係に於て毫も法律に基くの歳出と異なることなし議會か政府の同意なくして之を廢減する能ハあるハ其の前年度の豫算に一定の額を成すと否とを論せさることと二者全く相同しく又た議會の同意なくして前年度の定額外に支出する能ハさること二者全く相均し憲法上の大權に基ける既定の歳出ハ命令及び條約に因りて定まるものにして前年度の豫算に因りて定まるに非さるなり

法律の結果に由り又は法律上政府の義務に屬する歳出は其の範圍自から明かにして且つ憲法義解の説明も概ね當を得たりと信するを以て余輩ハ更に辨を費やすことを

を爲さゝるへし

憲法第六十七條は命令條約に基くの歳出及ひ法律の結果に由り又ハ法律上政府の義務に屬するの歳出ハ政府の同意なくして議會之を廢除削減するを得さることを規定せり然らハ則ち政府の同意は何れの時期に於て之を求むるを要するか是れ第一期の帝國議會に起りたる疑問なり一說を取る者は曰く憲法第六十七條は帝國議會之を廢除し又ハ削減するを得さることを規定せり故に一院の議決のみにては未た政府の同意を求むることを要せす兩院に於て確定の議決を爲すに及んて政府ハ始めて同意又は不同意を表するを得へく而して政府か同意を表せさるときハ兩院の議決ハ無効に屬すへきのみと他の說を取る者は曰く貴衆兩院ハ各獨立の一体を成し各別に議決を爲すものなり故に政府の同意も亦た兩院各別に之を求めさるへからすと第一期の議會に於て政府ハ固く後說を持し衆議院も亦た終に其の議決を以て之を承認せり余は衆議院議決の正當なることを確信す若し帝國議會に於て預め政府の同意を求むることなくして廢除削減の議決を爲すことを得ハ此の議決ハ他日政府の同意を得さるか爲に無効に歸することを得さるなり議會の議決にして

憲法法律の規定に違反するものあらハ固より無効の議決なり然れとも議會ハ第六十七條の歳出を廢減するの議決を爲すの權を有すとせは此如き議決は後日政府の同意を得さるか爲實効を生すること能ハさる場合あるへしと雖とも本來違法のものに非す從て國法上無効の議決に非さるなり例へは兩院に於て一の法律案を議決したりとせん此の法律案にして天皇の裁可を得さるときは議會の議決は其の實効を生する能はさること言を俟たす然れとも此の議決を目するに國法上無効なる議決を以てすることを得さるは蓋し何人も疑はさる所なり無効の議決ハ天皇の裁可あるも決して効力を生することなし裁可に由りて實効を生するの議決は無効の議決に非す此の場合に於ても議會の議決は一般に議決に屬する効力を有す故に余輩ハ嚴に無効の議決と實効なき議決を區別せさるへからす而して實効なき議決は必すしも無効の議決に非さるなり第一說に依るときは常國議會か政府の同意なくして第六十七條の歳出の廢減を議決したるものハ或ハ實効無き議決たることあるへしと雖とも決して無効の議決たることなし

憲法第六十七條の歳出と雖とも他の歳出と同しく議會の協賛なくして定むるを得

さることハ余輩既に前節に於て之を論せり今若し議會に於て廢減を議決し政府之に同意せさる時ハ如何なる結果を生すへきや他なし政府ハ前年度の豫算を施行するのみ故に增置(例へハ新法を以て特別裁判所を設置したる場合の如し)の歲出は政府全く之を支出することを得す果して然らハ帝國議會ハ有効の議決を以て第六十七條の歲出を廢減するの結果を生することを得へきなり換言すれハ議會は第六十七條の歲出を廢滅するの權を有するなり第六十七條の明文に反し政府の同意なくして大權に基くの歲出及ひ法律上必要の歲出を廢除し又は削減することを得るなり故に第一の意見を取るときは全く第六十七條の明文に反するの結果に歸着するを免るゝことを能はす

是に由て觀れは憲法第六十七條ハ帝國議會の議決の外政府の同意を要するものに非すして其の議決を限るに政府の同意を以てするものなり其の趣意は帝國議會が政府の同意なくして歲出を廢除削減するの議決を爲すことを規定するに在り然れとも帝國議會ハ貴衆兩院より成立す兩院の議決を離れて他に帝國議會の

議決なるものあることなし故に第六十七條か帝國議會の議決を制限せんと欲するときは各院の議決を制限するに由るの外其の目的を達することを得す一院の議決を制限するも他院に於て自由に議決するを得るときハ其規定は何等の實効をも期することを能ハさるなり故に第一期衆議院の議決は憲法の眞意を得たるものなり政府の同意ハ兩院各其の確定の議決を爲すの前に求めさるへからさるなり

一院に於て第六十七條の歲出を廢除削減するの豫決を爲し政府の同意を求むるときハ政府ハ其の見る所に從ひ或ハ之に同意し或ハ之に同意せさることを得へし唯、議會か豫算議定權の範圍を超越したるを表することを得す是れ實に第一期帝國議會の開會中議院の內外に於て論議の燒點となりたる一疑問なり

今猶ほ世人の記憶に新なるか如く第一期の衆議院ハ第一第二の兩次會に於て豫算委員の修正したる豫算案を可決し憲法第六十七條の歲出に對し政府の同意を求めたるに政府ハ左の趣意を以て修正案に同意せさることを覆牒せり

修正案ハ官制を變更するの點に於て豫算議定權の區域を超越したり

法律の結果に關する歲出及び契約の義務に屬する歲出を廢除削減せんとしたるは政府の同意せさる所なるのみならす法律の正文を以て規定したる事件を豫算に依りて變革せんとするは又た其の分界を誤まれり然るに數多の議員は此の覆牒に滿足せすして猶ほ其の明解を求むるか爲島田、高田の兩氏より政府に對し質問を提起し政府ゝ再ひ前覆牒の趣旨を敷演して以て之に答辨せり質問の要左の如し

(第一問)覆牒に曰く修正案は官制を變更せんとするの點に於て豫算議定權の區域を超越したりと抑も官制を定むるは天皇の大權に屬すること憲法の明示する所にして衆議院か直接の議定權により之を變更し得さるゝ勿論なり然れとも憲法上の大權に基ける既定の歲出も政府の同意を得れは廢除削減し得るゝ憲法第六十七條の明文に之あり本院か政府に對し同意を求めたるは全く此の條文によるものにして政府幸に之に同意を表せゝ隨ひて官制改革の命出つるを期すへし若し夫れ六十七條の制限以外即ち自由議決に屬するの費額は始より同意を求むるの要なしと思考す今憲法の明文によりて同意を求めたるを以て議定權の區域

を超過すると云ふときゝ大權に基ける既定の歲出は同意を求むるの預決をも議院は之を爲し得すとの趣意なるや

(第二問)覆牒に曰く法律の正文を以て規定したる事件を豫算によりて變革せんとしたるは其の分界を誤れりと是れ亦た本員等の理解し能はさる所なり法律の正文あるか故に衆議院は憲法第六十七條によりて同意を求めたるものにして政府幸に之に同意を表せゝ政府より提出せらるへく或は議院より之を提出して以て其の局を了すへし若し法文に規定なき費目ならんにゝ初より同意を請ふを要せす然るに同意を請ふたるを以て議權の分界を誤れりと云ふゝ政府の趣意果して何くに在るや

此の質問に對する政府の覆牒ゝ結果に於て誤なしと雖とも其の辨明疎略に過き其の論據未た全く固からさるものあるか故に猶ほ幾分の疑惑を貽すの憾なきこと能はす余の見る所を以てすれは島田高田兩氏の質問は憲法第六十七條の目的を誤認し其の解釋の方法を誤りたるに基くものなり何か故に第六十七條の目的を誤認したりと謂ふ該條の目的ゝ豫算議定權を擴張するに在らすして寧ろ議會の議決權を

限制するに在ることを顧みされいなり何か故に解釋の方法を誤れりと謂ふ質問者は反對推理の解釋法を濫用したれはなり

法律は曾に臣民の行爲を羈束することを得るのみならす亦た能く立法の機關を羈束す若し國家の立法機關にして法律の羈絆を受くること能はさらんか憲法の一大部分い全く無効に屬すへし議院法公文式等は有れとも無きか如くなるへし獨裁君主國に於てい始より國法も無く行政法も無かるへし故に立法の機關は法律の爲に羈束せらるゝことなしとするときは是れ即ち憲法を罔みするものなり一種の法律を無効たらしむるものなり我邦の國法行政法を以て明治二十三年に始まるとなすもの力あるい何人も疑いさる所なり唯通常の法律と通常の法律との間に於て前法か後法を羈束するを得るやい未た學說の一定せさる所なりと雖とも立法機關の立法以外の行爲に關してい臣民及び官廳と均しく法律の束縛を受けさるへからさるとい人の普ねく意見を同しくする所なり蓋し立法の各機關い共同の行爲に由りて法律を廢止し又い變更するを得へし然れとも廢止變更の意思い法律として之を公布するに由て始めて其の効力を有するを得へきことい已に屢々之を論せり立法機關と雖とも正式に法律を廢止變更するの意思を表示するか爲にする場合を除くの外い決して法律の羈絆を免るゝこと能いさるなり況んや豫算い立法機關の行爲に非すして帝國議會の單獨行爲なるに於てをや」

豫算の法律に非さることは既に之を論せり其の元首の裁可を待たすして成立することも亦た既に之を證せり豫算は議會の單獨行爲に由りて成立するものなるときは豫算を以て法律を廢止變更することを得へしとい苟も道理を辨するものゝ想像することを能いさる所なり是れ固より憲法第六十七條の規定する所に非す法律の觀念に付着して離るへからさるの原則なり第六十七條は單に帝國議會の議決を制限するの目的を有することは既に之を論せり本條を議會の豫算議定權を擴張したるものの如く解するい全く其の目的を轉倒したるものと謂いさるへからす故に議會か豫算に由り法律を廢止變更するの權を有せさるときは第六十七條により政府の同意を得るも法律を廢止變更するの權を得ること能はさるや明かなり第六十七條は豫算議定權の性質に付着する本然の限界を變更するものに非さるなり

質問者い曰く憲法上の大權に基ける既定の歲出も政府の同意を得れは廢除削減し

得るハ憲法第六十七條の明文に之ありと質問者ハ蓋し亦た同一の論理を以て法律に基くの歳出を論せんとするものなるへし抑も第六十七條に政府の同意なくして廢除し又は削減するを得すとあるに因り政府の同意あれは廢除し又ハ削減するを得と推論せんとするには唯二箇の論據あるのみ一に曰く立法者は無要の規定を設くるとなきを原則とす然るに第六十七條の歳出ハ政府の同意あるも之を廢除削減する能ハさるときハ第六十七條か政府の同意なくして云々と謂ふハ全く無要に屬すへしと若し第六十七條の歳出ハ政府の同意あるも全く之を廢除削減するの餘地なしとせハ此論據ハ稍力なきに非すと雖も一定の範圍内に於て猶ほ政府の同意を得て廢除削減を行ふの自由あらハ第六十七條か政府の同意なくして云々と謂ふハ決して無要の文に非さるなり第二の論據は法律の禁せさる所は即ち其の許す所なりとの推定に在り人或ハ云はん第六十七條は政府の同意なくして廢除削減することを禁すれとも政府の同意を以て廢除削減することを禁せす故に此の如きは憲法の許す所なりと然れとも法の行爲を禁するハ必すしも之れを明言するを要せす國家の性質憲法法律の觀念により自から生する所の原則ハ憲法更に之を明言するを

要せさるなり例へハ臣民ハ國權に服從すへしとの規定は憲法の何れの條項に在りや臣民は法律命令に違背することを得さるの禁令は憲法の何處に之を規定せるや凡そ是等の原則ハ憲法に明文を掲けすと雖とも自から國權及ひ法令の性質に伴ふものにして特に之を明言するを俟たさるなり論者と雖とも憲法に明文なきの故を以て臣民は國權に服從するを要せす臣民ハ法律命令に違背することを得へしと信する者に非さるへし故に孰れの論據よりするも質問者の意見は法理上之を解することを能はす然るに質問者は憲法第六十七條の明文に之ありと斷言して毫も疑ふ所なきものゝ如し余輩ハ其の論鋒の自在なるを驚歎せさる能ハさるなり

假りに一歩を退き大權に基ける既定の歳出法律上必要の歳出も「政府の同意を得れは廢除削減するを得るハ憲法第六十七條の明文に之あり」とせハ果して論者の論結に歸着することを得へきか抑も帝國議會か法律に從はさるへからさると均しく政府も亦た法律を遵奉せさるへからす議會か豫算を以て法律の執行を停止し法律上必要なる制度を廢するの議決を爲すことを得さると同しく政府も亦た此の如き議決に同意を表することを得す議會に於て之を議決するハ法律違反の議決なるか如く政府か

之に同意するハ法律違反の同意なり故に憲法第六十七條に於て政府の同意なくして廢除削減するを得すと謂ふときハ政府か國法上同意を表するとを得さる廢除削減は議會始より之を議決するを得さるの意なると知るへし質問者は曰く政府幸に之に同意を表せハ法律の改正案或ハ政府より提出せらるへく或ハ議院より提出して以て其の局を了すへしと是に由て觀れハ質問者ハ違法の豫算を定むるハ違法に非すして違法の豫算を施行するハ則ち違法なりと認むるものヽ如し此の見解も亦た誤れり余輩請ふ數例を擧けて之を明にせん元首ハ憲法に牴觸する勅令を定めて之を公布せり此の如き勅令を發するハ憲法違反の行爲なると何人も之を認めさるを得さるへし將た憲法に牴觸する勅令を發するハ違憲の行爲に非すして此の勅令を施行するに及んて始めて憲法違反の行爲を生すとせんか違憲の勅令の命する所に從ひ誠意之を奉行する官廳國務大臣ハ違憲の咎を免れて而して勅令は却て獨憲法違反の責を負ふの奇態を生すへし主務大臣ハ法律に牴觸するの省令を發せり然れとも此の法律ハ省令の施行期限に達するの前偶然立法者の廢止するところとなれり此の場合に於てハ主務大臣ハ法律に背反したるの責を負ふとなきか府縣知事ハ勅令に違反する府縣令を發すること數回に及へり然れとも毎回施行期限に達するの前之を廢止せり此の場合に於ては人皆其の小心法律を遵守する良二千石なることを許すや否や蓋し勅令の違憲なる省令府縣令の違法なるハ其の發布の當時憲法及ひ法律に牴觸する所あれハなり命令者か違憲違法の責を負ふは違憲違法の命令を發したるか爲にして必すしも之を施行したるか爲に非さるなり豫算も亦た此の如し帝國議會か法律を廢止變更するの結果を生すへき議決を爲し政府か之に同意を表したるときハ此の行爲に由て議會も政府共に法律に背反せるなり豫算を實行するに及んて始めて違法の行爲を生するに非す若し豫算施行の前法律の廢止變更を公布することを得たるか爲豫算の違法を除くことを得は是れ即ち幸にして實際に違法の結果を生することを免れたるものにして成立の當時違法なる豫算は始より無効の豫算なり無効の豫算ハ豫算の全く成立せさるに同し故に「法律の改正案或は政府より提出せられ或ハ議院より提出し以て其局を了す」るも豫算の成立に對してハ何の益する所なかるへし質問者は實に政府の再覆牒の所謂本末を誤り從ひて前後の順序を誤れるも

のなり

上來論するか如く法律ハ獨法律を以て之を廢止變更するとを得へし立法の手續に由るに非すして政府と議會との協議に由り法律を廢止變更するの意思を表するハ違法の行爲なり帝國議會か憲法第六十七條に依り政府の同意を得て支出を廢除削減するとを得へきハ其の廢除削減に由りて法律に背反するの結果を生せさる場合は止る蓋し法律の結果に由るの歲出及ひ法律上政府の義務に屬するの歲出ハ多少不動の性質を有するを常とすと雖も亦た必すしも確定動かすへからさるものに非す若し法律上既に一定不動の額を成すときハ政府ハ始より之か廢除削減の議決を爲すの權を有せすと雖も法律上確定の額を成さゝる歲出に付て政府の同意を得たるときは議會ハ之を廢除し又は削減することを得へし例へハ議院の費用會計檢査院裁判所の費用等に關し議會に於て政府の原案に載せたる費額を以て實際の必要に超過すと認むるときは法律の實行を停止するに至らさる限ハ政府の同意を以て之を削減するの權を有す中央備荒貯畜金より地方に補助する金額の如きハ積年の經驗に基き豫しめ之を

備ふるを要せさるか如き幸なる時期に達せハ議會は或ハ政府の同意を得て全く之を豫算より除くを得ることなしと謂ふへからす其の他恩給、扶助料、徵兵費、徵稅費、四圍、賠償費、訴訟費等亦た必すしも異動を容れさるものに非す政府の義務に屬する歲出も公債元金償還の額ハ確定の額を成すものに非す政府の義務に屬する歲出も公債元金償還の性質に依り(例へハ會社の利益一定の歩合に達せさるとき補助するの類)議會は經濟社會の現況に照し豫め費額を豫算に載するを要せすとの意見を有することあるへし凡そ是等の場合に於てハ議會ハ法律の執行契約の履踐を妨けさる範圍內に於て政府の同意を以て豫算額を削減することを得へし此の範圍外に逸出し又ハ其の他法律の正文に反するの議決を爲すときハ政府の同意の有無を問ハす豫算議定權の限界を超へたる違法の議決なり

憲法上の大權に基ける既定の歲出も議會の豫算議定權に關していハ法律上必要の歲出と異なることなし然れとも大權に基ける歲出中其の官制に基くものは最も論議の囂しき所にして島田、高田兩氏の質問も亦た特に此の費目に關するか故に余は主として官制に就て之を論せんとす其の他の費目に關しては推して余輩の意見を知

るを得へし余輩の見る所を以てすれハ直接に官制を改革することを企つるに非さるも豫算議定の結果として現行の官制を行ふこと能はさるに至らしむるハ亦た豫算議定權の範圍を超ゆるものなり余輩ハ世間幾多の論者の如く豫算に由り大權の執行を制限するを違法なりと言はす何となれは豫算の目的ハ始より大權の執行を制限するに在れはなり例へハ豫算か現行官制の範圍内に於て俸給の總額を減するときは政府ハ勢ひ現在の官吏を罷免するか左なくとも新に官吏を任命することを停めさるへからす抑も官吏を任免するは天皇の大權なると憲法第十條の明かに定むる所なり故に俸給豫算額を減するときは自から大權の執行を制限するに至ることは睹易きの理なり然れとも苟も此の減額にして現行官制の範圍内に於て政府の同意を得て議決したるものなるときは何人も其の背法なることを主張するものなかるへし其の他費目の如何を問ハす歲出の一項目を削除するときは自から行政事務を收縮するの必要を生するを常とす而して行政の權は實に元首の大權に屬す若し天皇の大權を制限するの議決ハ皆違憲なりとせハ議會は殆と政府の提出したる豫算に削減を加ふるに由なかるへし

余輩か豫算に由り現行官制を停廢するを以て違法なりとなすハ現行の官制は命令に基けハなり蓋し官制ハ曾に一の官衙を設け一の吏員を置くことを定むるのみに非す亦た官廳の權限を定め其の管轄を定むるものなり官制の定めたる職權の範圍内に於てするに非されハ官廳は人民に對して命令することを得す人民ハ當該官廳の命令に非されハ之を遵奉するの義務を有せす故に官制の大綱ハ必す國家の命令を以て之を定むることを要す憲法第十條ハ行政各部の官制を定むるを以て元首の大權とせり故に行政官廳の官制は法律を以て之を定むるを要せすと雖とも天皇の命令を以て之を規定せさるへからさるなり余輩の既に論したる如く法律と命令とハ憲法上成立の手續及ひ効力の輕重を異にするのみ其の人民に對する遵由の効力に至てハ兩者毫も相異なることなし曾に人民に對して遵奉の義務を負わしむるのみならす合法の命令は法律と同しく行政官廳も裁判所も拘束して之を遵奉せさるへからす而して帝國議會と雖とも其の立法に參與して法令を廢止變更すへき法律を定むるの外法律と命令とを問はす國家の一切の法規に服從せさるを得さるなり是れ蓋し人の普ねく許す所なるへし唯想ふに命令に基くの歲出と雖とも政府の同意

を得るときゝ政府は命令を廢止變更するの權を有するか故に廢除削減に由りて命令に違反するの場合を生することなしと信するの論者あらんのみ然れとも論者にして若し國家機關ゝ自から發したる命令の爲に羈束せらるゝことなしと思惟せゝ是れ實に大なる誤なり命令者ゝ正式の手續に從て其の命令を改廢するを得へしと雖とも現行の命令者も亦た之に從ゝさるへからす而して命令を改廢するの意思は獨り正式に公布したる命令を以て之を表するとを得へきなり元首ゝ現行官制、官等俸給令を改廢するを得へし然れとも現行の命令にして存在する間は元首は其の規定に反して官吏を任命するとを得す又た元首か勅令を以て官廳を設置するときは其の勅令を廢止せさる間ゝ官廳の成立に必要なる吏員を任命し俸給令の定むる俸給を給與し其の他官廳を維持するか爲必要なる處置を爲さゝるへからす若し政府か此の義務を盡さゝるときゝ國務大臣は法規に違反するの責を免るゝと能はさるへし此の說に關しては「ラーバント」の論する所頗る詳密にして且つ能く余輩の心を得たるか故に左に之を譯出して以て辨明の一助となさんとす

氏ゝ曰く(公法論纂第一卷第百八十六頁以下)公法の規定に從ひ正式に成立したる命令は法律と同しく遵由の効力を有するものにして官廳裁判所及ひ臣民ゝ皆均しく之を遵奉せさるへからす而して君主ゝ獨之に羈束せらるゝことなきか君主に對してゝ命令ゝ有れとも無きと異なるなきか命令を各箇の事件に適用し又ゝ適用せさることは一に君主の好む所に隨ふへきか人若し命命の規定ゝ往々私法、刑法、訴訟法、行政法に如何なる重要の關係を有するやを一考せは必す其の然らさるを知らん君主ゝ法律の爲に束縛せらるゝことなしとの確言ゝ命令に付ても法律に付ても均しく之を法治國に適用すへからさるなり法規命令にして一たひ法に從ひ有効に發布せられたるときは其の効果ゝ全く法律の命令する所の法規ゝ遵由の効力を有すること全く法律の命令する所に均し例へは獨逸帝國刑法の規定に由り又ゝ有効なる警察命令に由りて一の行爲を以て處罰すへき行爲となすときゝ其の遵由の効力に關してゝ毫も刑法の定むる所たると警察命令の定むる所たるとを論せさるなり刑法も警察命令も均しく臣民に義務を負ゝしむるものなり臣民に義務を負はしむるの力は其の國家の命令たるに基き此の國家命令の有効に發せら

れたるを以て足れりとす而して法か如何なる形式を以て有効の形式と認むるやを區別せさるなり(中略)立憲國の君主ハ自から發したる命令に違反するの免許狀を有するものに非す唯法律ハ立法の方法に由らすして廢止することを得さるに反し命令ハ國法上君主命令を以て之を廢止するの權を有するのみと

豫算の命令に非さることは余輩既に之を證明せり故に豫算を以て法律を變更することを得さると同しく豫算を以て命令を廢改することを得す法律を廢改するの意思は獨法律に由りて之を表するを得ると均しく命令を改廢するの意思ハ獨法律又は命令に由りて之を表することを得へし豫算を以て此の意思を表し帝國議會に對する約束を以て此の意思を表するは共に法の許さゝる所なり現行勅令の成立する間之か執行を停止すへき議決に同意するときハ政府は自から法に背くの責を惹くものなり政府は命令の執行を停止するの結果を生すへき議決に對しては同意を表せさるの職責を有す故に憲法第六十七條か政府の同意なくして既定の歳出を廢除削減するを得さることを規定するときハ政府か國法上同意を表すること能ハさる廢除削減ハ議會始より之を議決することを得さるや明なり唯政府豫め官制の改正

を行ひ而して後議會の議決に同意を表するときハ政府ハ背法の責を負ふことなかるへし此の如く國家永遠の制度をして毎年の議決に由りて變動せしむるは果して政治上其の害なきやハ余輩且らく措て之を論せす國法上帝國議會は豫算費額の削減に就て政府の同意を求むるを得へきも政府か官制を改革して而して後同意を表することを求むるの權ハ議會之を有せさるなり議會か官制の改革を求むるハ唯上奏又は建議の方法に由るを得へきのみ其の他法律上必要の歳出に關して論したる所ハ亦た之を大權に基ける既定の歳出に適用することを得へしと雖とも余輩は前に之を詳論したるを以て茲に之を反復せす

以上論するか如く議會ハ現行の官制を停止するの結果を生すへき議決を爲すことを得す唯現行の官制を基礎として以て豫算を審議するに當り政府の同意あるときハ勅令の執行を妨けさる範圍内に於て廢除削減を行ふことを得へし此の範圍の外に出つるときは議會ハ其の豫算議定權の區域を超越するものなり衆議院の豫算委員ハ其の査定書の説明に於て一種の遁辭を設けて以て其の越權の跡を蔽ハんとせり其の文に曰く政府は必す別紙參考書に載する所の方案に據り官制其の他の改正

を行ふへしと謂ふには非す政府若し別に方案の在るあらゝ之を取るも亦可なり要は唯茲に査定せる豫算金額を以て國務を料理せんことを希望するに在るのみと今人あり他人の咽喉を扼して而して之に語て曰く我敢て汝の絶息するを欲するものに非す汝若し別に呼吸の法を知らは之を用ゐるも亦た可なりと世人ゝ果して此の言を理なりとして却て絶息したる者か別に呼吸の法を知らさりしの愚を笑ふへきや豫算委員の言實に之に類するものあり

上來詳論したるか如く帝國議會の豫算議定權は一定の限界を有す議會此の範圍内に於て必要なる場合に於ては政府の同意を經て歳入歳出の額を議定するときは豫算ゝ是に於てか成立す今より前節に論したる豫算の性質に基き豫算ゝ國家の財政に如何なる効果を及ほすやを講究せんとす豫算の財政に及ほす効果ゝ歳入と歳出との間相同しからす

國家の歳入ゝ租稅、手數料等法律命令の規定に基くもの其の大部分を占む而して是等の收入に對しては豫算の効果他の隨意事務に由る收入に對するものと大に相異なる所あり

(一)憲法第六十三條に曰く現行の租稅ゝ更に法律を以て之を改めさる限ゝ舊に依り之を徵收すと此の條文は孛漏西憲法第百九條の一部に該當するものなり(ロェンテ)(孛漏西國法第一卷第六百五十九頁)及ひ(アルント)(孛漏西憲法第百九條の所謂現行の租稅及ひ公課(アブガーベ)を以て憲法制定の當時存在したるものに限らす其の制定の前と後とを問ゝす現に行はるゝ租稅及ひ公課を稱するものと解釋し該條の目的を以て議會の租稅拒否の權を有せさることを明にするに在りと せり然れとも此の解釋を以て帝國憲法第六十三條に適用せんとするときは之を牽強の解釋と稱せさるを得す第六十三條ゝ專ら憲法制定の當時存在せる租稅に關するものなることは其の現行と謂ひ舊に依ると謂ふを以て明なり是れ苟も虛心平氣に該條を解釋する者の疑ゝさる所なるへし蓋し第六十三條は憲法發布の當時存在する租稅ゝ議會に於て之を豫算に載せさることあるも爲に廢止又ゝ停止に屬することなく猶ほ舊に依りて之を徵收すへしとの規定を包含するものなり然れとも人若し此の條文より反對に推論して憲法發布後に至りて新に定めたる租稅ゝ豫算を以て之を廢止し又ゝ停止することを得へしと信する者あらゝ是れ大なる誤なり抑

も豫算は單に政府と議會との關係を定むるものにして臣民又ハ官廳に對して命令するの効力を有するものに非さることは既に前節に於て之を詳論せり故に豫算は決して臣民及ひ官廳か法律に依て負擔するの義務及職責を變更することを得さるなり豫算に一の租稅を載せさるも臣民は猶ほ法律の定むる所に從ひ之を納めさるへからす官廳も亦た法律命令の規定を遵守して之か徴收の手續を爲さゝるへからす國稅徴收法第十條も亦た曰く租稅及ひ其他の歳入ハ法律命令の規程に從ひ之を徴收すへしと而して其の豫算に揭載するものなるや否を問ふことなし此の如く租稅ハ法律の結果として豫算の有無に關せす收入するものなるときハ歳入の豫算ハ租稅の徴收に何等の効果を及ほさざるなり

是に由て觀れハ法律上確定せる租稅ハ憲法制定の當時存在したるものと制定後に定めたるものとを論せす豫算に由りて其の徴收を停止し又ハ廢止せらるゝことなし憲法第六十三條は現行の租稅に限り特に豫算に由て動かされざる性質を與ふるの意に非す其の如何なる法令に基くやを問はす法律を以て定めたる租稅と同一の効果を有することを認めたるに過きす唯其の新設の租稅と異なる所ハ永續の性質を有すると法律を以てするに非されは廢止すること能ハさるとに在り新設の租稅ハ法律の定むる所に依り一定の期限を有することあるへく又た其の廢止を命令に委任することを論せす之を徴收すへきこと疑を容れさるなり此の原則ハ又た之を手數料及ひ其の他法律命令に基く收納に應用することを得へし

前數項に陳ふるか如く法律命令に由りて確定する公課は豫算に由りて其の徴收を停廢せらるゝことなしとせは是等の收入に對する帝國議會の協賛は如何なる効力を有するや將た此の種の歳入は始より議會の協賛を經るを要せさるか憲法第六十二條ハ歳入歳出ハ帝國議會の協賛を經へきことを定めたり而して法令に基く收入の爲に例外を設けす故に法令に基くの歳入と雖も亦た均しく議會の協賛を經へきものと認めさるへからす余輩の見る所を以てすれは此の類の歳入に對する議會の協賛の目的ハ公課を徴收することを承認するに在り是れ余輩の「ヘー ギル」(法律論第三百十七頁)と說を同くする所なり故に法令に基くの歳入を豫算に載せさることあるも國家は

猶ほ公課を徴收することを得へし唯政府ハ徴收したる公課を以て歳出に充つることを得さるのみ法令に基くの收入を豫算より削除することあるも豫算は違法の豫算に非す從て無効の豫算に非さるなり豫算は帝國議會の議決のみを以て成立することと余輩屢々之を論せり而して歳入に付ては歳出の如く法令に由りて定まるものを廢除削減するか爲政府の同意を要するとなし故に豫算ハ歳入に關し政府と議會と意見の一致せさるか爲成立に至らさるの場合なし然れとも更に一歩を進めて歳入は議會隨意に全く之を豫算より削除するを得へしとする者あらハ是れ一を知て未た其の二を知らさるものなり抑も帝國議會は歳出の必要又は有益なることを認めて之に同意を表すると共に又之に充つるの財源を承認せさるへからす歳出のみを掲けて而して之に供するの收入を掲けさる豫算は完全の豫算に非さるなり〔ロェンチ〕李漏西國法第一卷第六百九頁參照〕一方に於て歳出の必要又ハ有益なることを認むるも一方に於て政府は之に供すへき收入の承認なきか爲支出を爲すに由なきときハ是れ實ハ歳出を承認したるものと謂ふことを得す此の如きの場合に於ていハ豫算ハ全く成立せさるに同し政府ハ憲法第七十一條に依り前年度の豫算を施行すへきなり

(二)法律命令に由り確定するもの、外毎年政府の行政行爲に由り收納する歳入に對していハ帝國議會の協賛の効力は大に法律命令に由りて確定する歳入と異なるものあり此の如き歳入に付ていハ議會ハ啻に其收入を以て歳出に供用することを承認するのみならす亦た之を收納するの行政行爲を承認するものなり故に豫算に此の種の歳入を定めさるときハ政府ハ之を收納すへき行政行爲を爲すことを得す例へは豫算に官有財産の拂下より生する收入を掲けさるときハ政府は拂下を爲すこと能はさるか如き是なり

(三)帝國議會に於て隨意收入の收納又ハ法令に基く歳入の使用を承認するも其の實收の額に至ていハ概ね政府又は議會の意見を以て左右するを得へきものに非す租稅の收入は納稅者及ひ課稅物件の增減、不納者の多少等に由りて年々異動を免るゝことと能はす手數料は營造物を使用する者、行政行爲を要求する者の多寡に依り或ハ豫算額に超過することあるへく或は之に達せさることあるへし官有財産より生する收入ハ物價の變動等に由りて豫め一定不動の額を定むることを得さるなり故に

議會に於て一たび收入の款項に協賛したるときい其の金額に至りては概ね政府の意に由り左右すへからさるを以て政府は必すしも其款項の金額に羈束せらるることなし是れ蓋し歲出に反し歲入款項定額の超過に對して事後承諾を要せさる所以なり然れとも政府の意を以て左右することを得へき例外の場合に於てい議會の同意なくして政府隨意に豫算額を超越するを得へからさること論を俟たさるなり

歲出の豫算も亦た豫め見ることを得へき須要を計るに止まるか故に豫算議定後に至りて或い避くへからさる豫算外の費用を要することあるへく或は物價の變動其の他の事情に由り豫算定額の不足を告くることあるへし此の場合に於ては憲法は全く豫算外又い豫算超過の支出を爲すの途を塞かす唯事後承諾を要するの法を取れり憲法第六十四條第二項に曰く豫算の款項に超過し又い豫算の外に生したる支出あるときは後日に帝國議會の承諾を求むることを要すと故に此の類の支出い政府實際の必要に應して之を爲すことを得へし唯政府は後日に至りて帝國議會の承諾を求むるを要するのみ然れとも實際の必要に應し豫算に依らすして支出を爲すの權い全く無限なるものに非す憲法第六十九條に曰く避くへからさる豫算の不足を補ふ爲に又は豫算の外に生したる必要の費用に充つる爲に豫備費を設くへしと是れ即ち第六十四條第二項の支出に對し必要なる財源を供するものなり此の財源の定額を超過するときは政府い更に議會を召集して臨時の必要に應する追加豫算を定めさるへからす蓋し憲法か豫算外又い豫算超過の支出に供ふるか爲特別の財源を設くるときい是等の支出い必す此の特別の財源より之を供給せさるへからさること知るへし例へは豫算超過の支出を爲すの必要を生したる場合に於て政府か豫備費を摑きて收入の過剩より之を支出するか如きことあらは何人と雖とも政府か憲法第六十九條の精神に背反したることを疑いさるへし該條い當に議會の必す豫備費を議決すへきことを定むるのみならす併せて豫算外又は豫算超過の支出は政府必す之を預備費より支出すへきことを規定するものなり故に預備費の定額既に盡きたるときは政府い復た豫算に依らさるの支出を爲すに由なきなり會計法第八條は預備費を以て支辨したるものは年度經過後帝國議會の承諾を求むへきことを規定せり而して預備費外に支出したるものに付ては全く規定する所なし會計法

か第八條を設くるの必要を認めなから預備費外の支出に付き事後承諾を規定せさるは何そや預備費より支出するの外豫算超過又は預算外の支出あることなけれゝなり

帝國憲法ゝ追加預算を定むることを禁するものに非さることは蓋し人の疑ゝさる所なるへし憲法は預算外又ゝ預算超過の支出に關し事後承諾の必要を定めたれとも是れ決して預算の追加と兩立すへからさるのに非す憲法第六十二條ゝ豫算に依らすして爲したる支出に對しては政府後日に議會の承諾を求めさるへからさることを定むるに過きす豫算に依るゝ正則にして豫算に依らさるの支出を爲すゝ變例なり追加豫算を定めて以て之に依るは正式の方法を取るものに外ならす故に總豫算外又は總豫算に超過するの支出を要するに當て或ゝ追加豫算を必要ならすとすることあるへしと雖とも追加豫算を定むるは孰れの場合に於ても憲法に違反するものに非さるなり(ロェンチ)李漏西國法第一卷第六百二十頁參照)

豫算ゝ政府に對し命令することを得るものに非す單に政府の行爲に對し議會の同意を表するものなり政府ゝ此の同意を得すして隨意に財政を行ふことを得すと雖とも財政上の行爲ゝ決して政府の意に由らすして生することなし議會ゝ政府の行爲を限制するを得へしと雖とも政府に對して行爲を命するの權を有せさるなり故に議會は豫算を以て歳入歳出に同意するも政府は必す其歳入を收納し其歳出を支拂ふの職責を有することなし法律命令に基くの歳入は政府必す之を收納せさるへからす法律命令に依り必要なる歳出は政府必す之を支出せさるへからす是れ政府か法律命令に由りて負ふ職責なり其の他に在てゝ政府ゝ實際の必要に應し爲政術の指示する所に從ひ其の良心の向ふ所に依て收入支出を爲すへきのみ豫算は政府に事業を强ゆることを得へきものに非す又た政府に對し支出を要求するの權を臣民に與ふるものに非さるなり

帝國議會に於て政府の豫算案を增額し又は新に項目を設くるは憲法の禁する所に非す此の場合に於てゝ議會は政府の要求に先ち其の承認を表示するものなり政府若し其の支出を爲すときゝ議會に對して更に其必要を證明するの責なきことを示すものなり唯、議會ゝ政府要求外の議決に由りて政府に事業を强ゆるを得へからさることは前項論する所に由りて明かなり

獨逸國殊に手漏西國に於て一時政論の焦點となり其の後引き續きて國法學の一難問となりたる豫算不成立の場合は帝國憲法既に之を豫期して以て之に備ふるの規定を設けたり豫算不成立ゝ左の數箇の場合に在り

(一)帝國議會成立に至らさるか爲豫算案を提出すること能ゝさるとき此の場合ゝ或は議員の召集に應せさるか爲に生すること或は內外の情形に由り議會を召集すること能はさるか爲に生することあるへし

(二)帝國議會の議事局を結ゝすして閉會に至るとき是れ即ち憲法第七十一條の所謂帝國議會に於て豫算を議定せさる場合なり帝國議會解散の爲又ゝ議事遷延の爲(勅令を以て會期を延長したるか又は開會の時期遲延したる場合に於て)年度開始前に豫算の議定を結了せさるときも亦た議事の局を結ゝすして閉會したる場合に同し何となれゝ豫算ゝ次年度の爲に豫め歲入出を計るものなるか故に年度に入りて豫算未た定まらさるときは是れ即ち豫算の成立せさる場合に外ならされはなり歐州諸國の憲法ゝ往々明文を以て之を定むるものあり既に一たひ豫算不成立の場合を生するときゝ政府は憲法第七十一條に依り前年度の豫算を施行すへし而して前年度の豫算ゝ全會計年度に亘るものなるか故に政府ゝ議會を解散したる後新に組織したる議會を召集するに當りても更に既に開始したる年度の豫算を之か議決に付することを要せさるなり

(三)貴族院又ゝ衆議院に於て豫算を廢棄し又は兩院の間に意見を異にして協議效を奏せさるとき

(四)帝國議會に於て政府の同意を求めす又は政府の同意を得すして憲法第六十七條の歲出を廢除削減し終に其の議決を改めすして閉會又は年度開始に至るとき此の場合に於てゝ議會の議決ゝ無效なり政府の提出したる豫算は議會の協賛を得さるなり議會豫算に協賛せさるときゝ豫算ゝ成立に至らさるなり

(五)帝國議會に於て其の議決したる歲出に供するか爲必要なる歲入を議決せさるとき

(六)憲法及ひ法律命令の定めたる豫算編成に關する規定に背反するとき例へゝ豫備費を削除したる場合の如き是なり

其の他政府の背法の行爲に由りて豫算の成立に至らさる場合ゝ余輩此に論究す

るを要せす何となれハ余輩の目的は豫算不成立の場合に於て政府か如何して之を處理すへきやを論するに在り而して政府か自己の違法行爲の後を善くするの處分ハ余輩の與り知らさる所なれハなり

是等數箇の場合に備ふるものハ憲法第七十一條の規定なり該條の趣旨は一方に於ていハ豫算の成立せさるか爲國家の政務を停止するの不幸を防き一方に於ては正當の豫算に依らすして濫出を爲すの危險を除くに在り該條の規定に依るときは豫算成立に至らさる場合には政府は必す前年度の豫算を施行せさるへからす或は原案を施行し或ハ全く豫算に依らすして必要の支出を爲すか如きは共に帝國憲法の認めさる所なり（憲法義解第百三十一頁參照）是憲法第六十四條及び第七十一條の規定により明かにして更に辯明を費すことを要せさる所なり唯玆に一言せさるへからさるものは第四の場合なり豫算中憲法第六十七條の支出に關して政府と議會との意見一致せす而して其の他の部分は正當に帝國議會の議定を經たるときは如何衆議院の議事筆記を見るに議員中或は此の場合に於て第六十七條の歲出に關する部分に限りて前年度の豫算を施行すへく其の他の部分に就ていハ新に議會の議定を經たるものを施行すへきことを信するものあるか如し然れとも總豫算ハ全部を通して一体を成すものにして其の各部獨立して各別の豫算を成すものに非す故に豫算の一部にして成立に至らさるときは是れ即ち豫算成立に至らさるなり豫算成立に至らさるときハ前年度總豫算の全部を施行すへし一部ハ前年度の豫算に依り一部は半は成立したる豫算に依るか如きハ憲法及ひ會計法の規定に反するものなり之に反して特別豫算ハ獨立の豫算にして總豫算の一部を成すものに非さるか故に其の成立に至らさることあるも爲に總豫算の成立を妨くることなし此の場合に於ていハ唯前年度の特別豫算のみを施行すへきなり追加豫算は其の名稱の如く本豫算に追加して之を補正するものに外ならす是れ畢竟豫期せさるの必要に基くものなり故に次年度に於て猶ほ其の必要消滅せさるときは之を本豫算に載せて帝國議會の協賛を經さるへからす若し此の場合に於て豫算成立に至らさるときハ政府ハ前年度の本豫算と追加豫算とを併せて之を施行すへし何となれは追加豫算も亦た前年度の豫算に外ならされハなり之を概言すれハ本年度の總豫算成立するときハ前年度の總豫算を施行することを得す本年度の總豫算成立せさるときは前年度の總豫算

と其の追加豫算とを併せて之を施行すへし本年度の特別豫算成立するときハ前年度の特別豫算を施行することを得す本年度の特別豫算成立せさるときは前年度の特別豫算と其の追加豫算とを併せて之を施行すへきなり之に反して本年度の總豫算成立に至らさるも爲に前年度の總豫算を施行するに妨なく又た本年度の特別豫算成立に至らさるも爲に前年度の總豫算を施行するの權を生することなきハ言を俟たさるなり

數年の間引き續きて毎年豫算成立に至らさるか如きは稀有の場合なるへしと雖とも亦た必すしも其の事實なきを期し難きハ宇漏西國に於ける千八百六十二年より六十六年に至る迄の實例に徴して明かなり帝國憲法に依るときは此場合に於ても亦た常に第七十一條の規定を適用することを得へし抑も憲法第七十一條に前年度の豫算を施行すと謂ふは前年度の豫算を以て本年度の豫算と爲すの意と解釋せさるへからす何となれは前年度の豫算ハ前年度の收入支出に關係を有せされはなり故に明年度に於ても豫算成立に至らさるときハ政府何等の

ハ猶ほ昨年度の豫算を施行すへし此の場合に於ては前々年度の豫算を施行するは即ち前年度の豫算を施行する所以なり

諸外國の例を案するに前年度豫算の施行ハ之を一定の期限外に延長することを許さす(ザクセン、ワイマー)會計年度六分の一(コブルヒ、ゴータ)仝四分の一(オルデンブルヒ)直接稅は會計年度六分の一支出は憲法爭議裁判所の判決迄(ルードルスタト)一會計年度等是なり)是れ皆憲法の明文に基くものにして帝國憲法第七十一條を解釋するの根據と爲すことを得へきものに非ず該條の規定を正當に解釋するときハ余輩は論理上本文に論したる結果に歸着せさるを得ざるなり西班牙憲法第八十五條ハ豫算成立せさる場合にハ議會の議決し國王の裁可したる前年度の豫算を施行すへきことを規定せり是れ亦た明文を以て前年度豫算を施行する時期を限るものなり參考の爲茲に附記す

前數項に陳ふるか如く憲法第七十一條ハ豫算の成立に至らさる一切の場合に備ふるか故に我國法を論するものハ該條の意義を解釋するの外深く豫算不成立の場合を講究するの要なきか如し唯、前年度豫算議定の後に至りて新に法律命令を發布し若しくは契約又は國際の條約を締結したるか爲本年度に入りて前年度豫算に定め

さる必要の歳出を生したる場合は猶は少しく之を論せさるへからす此の類の歳出い固より憲法第六十七條の規定を適用すへきものなるが故に帝國議會い政府の同意なくして廢除削減するを得へからさること言を俟たすと雖とも議會若し第六十七條の規定に反して之か廢除削減を議決し又い他の事情によりて豫算の全部成立に至らさるときは政府は宜しく如何して之を處分すへきか前年度の豫算を施行するも此の類の歳出い全く前年度の豫算に定めさるものなるが故に政府い之に依て支出を爲すことを得さるなり故に政府は或い全く此の類の支出を爲さゝるか或は豫算に依らすして支出を爲すかの二途を有するのみ

獨逸國法學者の多數い豫算不成立の場合を論して曰く人若し豫算を以て財政の唯一の根據となし政府は豫算に依らすして國法上收入支出を爲すの權を有せさることを主張するときい豫算の成立に至らさる場合に於てい國家は其財政を停廢し從て一切の政務を中止せさるへからすとの論結に歸着せさるを得す此の論結の極めて不當なるは正に其の意見の誤れることを證するに足るへし抑も豫算い其の定むる所の範圍内に於て爲したる收入支出に對して豫め政府の責任を免するの効用を有するものなるに過ぎす若し豫算成立に至らさるときは政府は豫め責任を免るゝの利益を有せさるのみ此の場合に於ては政府は自己の責任を以て國家の財政を處理し後日決算報告の時に至りて宜しく議會に對し收入支出の必要なりしことを證明すへしと(「ラーバンド」獨逸國法第二卷第一千十三頁「シュルッェ」孛漏西國法第二卷第四百四十三頁「マイヤー」獨逸國法第六百十五頁「グナイスト」法律及豫算第百八十四頁等其の說く所多少の異同ありと雖とも大要意見を同しくす)

前項陳ふる所の學說をして我國法に適用することを得へきものならしめは豫算成立に至らすして前年度の豫算を施行したる場合に於ても政府は前年度の豫算に定めさる必要の支出を爲すことを得へし然れとも余輩の見る所を以てすれは此の意見を我國法に適用すへからさるものなり帝國憲法に依るときい帝國議會の協賛を經へき豫算の成立に至らさる場合にい前年度の豫算直に之に代るへきを以て全く適法の豫算を欠くの場合を生することなし歳出中依るへきの豫算なきものは唯其の新に生したる必要に起因し前年度の豫算に定額なき一小部分に止る故に豫算に依らされい一切の支出を爲すを得すとの說も必すしも國家の政務を全廢する

の結果を生するものに非さるなり論者ハ曰く豫算は豫め政府の責任を免するものに過きす故に豫算の成立せさるときは政府ハ唯、自己の責任を以て財政を施行すへきのみと然れとも憲法第六十四條か國家の歳入歳出ハ豫算を以て帝國議會の協賛を經へしと謂ふときは是れ即ち政府は歳入歳出に關し豫め論者の所謂責任の免除を得へしと謂ふに外ならす故に論者か政府は必すしも豫め責任の免除を得るを要せすと論するは正に憲法第六十四條の明かに規定する所に反す假令政府は後日に至り議會の承諾を得て所謂責任解除を得るも第六十四條の規定に背反したるの事實は之を蔽ふことを得さるへし且豫算不成立の場合に於て後日の責任解除を期して支出を爲すことを得へしとの說は國法上の疑問を解くものに非すして單に其の期を延引するに過きす〔イエリチック〕法律命令論第三百〇八頁〕今若し政府か豫算不成立の場合に於て自己の責任を以て支出を爲し後日帝國議會に對し所謂責任解除を求るに當り議會之を拒みたるときは如何此時に當ては復た議會の議決に代て責任解除を與ふることを得へきものなし故に背法の情態は「ラーバンド」等の說に從ふも決して全く之を除くことを得す唯、其の時期を延引して一の年度より他の年度に移

すことを得へきのみ帝國憲法は其の第七十一條に於て豫算不成立の場合に備ふるの規定を設け其の第七十條に於て緊急の需要に應するか爲特別の處分を許せり憲法既に豫め豫算不成立の場合に備ふるの必要を認めて一定の處置を定むるときは其の他の方法を以て此の場合に處することを許さゝるの意なること知るへし故に豫算成立に至らすして前年度の豫算を施行したるときは法律命令に基くの歳出も臣民との契約又は國際の條約に由るの歳出も前年度の豫算に定めさるものは政府一切之を支出することを得す國家は或は之か爲國際の困難を生することあるへく或は國庫に對して强制執行を行はるゝに至ることなきを保し難しと雖とも此の困難は憲法上の手段を以て之を除くことを得ざるなり

豫算に定めざる支出は憲法第六十四條第二項に依り第六十九條の豫備費より支拂ふの外政府一切之を爲すことを得さるか故に豫算を稱して或は「サイドラー」の如く國家財政に必要なる前定（フォルアウスゼツツング）なりと云ふも可なり又た「イエリチック」の如く財政に必要なる條件（ベヂンギング）なりと云ふも可なり唯、玆に一事の辯妄を要するものあり豫算を以て現政府に對し全權を與ふるものとなすの說是なり是れ獨逸に於て「ロェンテ」「アルント」等の

主張する所にして此の説ハ又た豫算不成立の場合に處するの方法を示さんとするものなるか故に余は左に其の要旨を擧けて少しく之を評論せんとす

此の説の要に曰く豫算ハ啻に其の定むる所の支出を爲すことを許すのみならず現在の政府か之を支出することを許すものなり豫算は現在の内閣に對して全權（フルパワー）を與ふるものなり故に議會か豫算を議定せるときハ現内閣は行政事務を處理するの全權を有せさるを以て自から職を辭して之を新内閣に讓らさる可らすと此の説ハ「ラーバンド」既に之を駁し盡して殆んと餘す所なきか如し蓋し議會に於ける黨派の勝敗に由て内閣の交迭を生するの國に於ていハ重要なる法案にして議會を通過することを能はさるものあれは概ね以て内閣の交迭を來すに足るか故に豫算を以て特に政府に全權を與ふるものと認むるを得す之を歷史に徵するに豫算の廢棄に由て内閣の交迭を生したるハ英國に於ても國會政治の確立したるより以來絶て見さる所なり況んや純然たる立憲君主主義に基くの國に於ては内閣大臣を任免するハ專ら元首の大權に屬し決して他の機關の干與すへき所に非さるをや議會の意向に由り必然の結果として内閣の變動を來すか如きハ立憲君主國の國体に反するものなり且

豫算を以て單に現在の内閣に對して全權を與ふるものとなすときは論理上極めて奇怪なる結果を生すへし果して論者の言ふか如くならは豫算議定の後に至りて他の事情の爲現在の内閣其の職を辭し新内閣の組織成るときは議會は新内閣に全權を與ふるか爲更に豫算を議定するを要すと謂はさるへからす此の結果ハ蓋し論者の甘して受くる所に非さるへし

豫算を以て現在の内閣に對し全權を與ふるものとなすの説を取て之を我國法に適用するの不可なるとハ又た左の理由により明かなり憲法第七十一條の明かに規定する如く一年度の豫算成立に至らさるときは政府は前年度の豫算を施行すへし故に我國法に依れハ如何なる場合に於ても決して全く豫算無きの情態を生するとなし唯依るへきの豫算なきものハ前年度の豫算に定めさる必要歲出の一部分のみ議會に於て豫算を議定せさるときは政府ハ此の一部分の支出を爲すこと能はさるの場合あるへしと雖とも經常必要の歲出ハ政府之を爲すを妨けらるゝことなく從て政府ハ通常の政務を處理する能はさるの窮厄に陷ることなし此の如く政府は議會か豫算を議定すると否とを問はす國家の政務を停止するの必要を見さるときは毎

年の豫算は決して政府に對し全權を與ふるものに非さるなり故に豫算成立に至らす亦た前年度の豫算に定額なきか爲必要なる支出を爲すこと能はさるの場合あるも政府は決して國法上其の職を辭するの必要を有するものに非す此の場合は到底國法の力及はさる所なり

本節に論する所を要するに議會の豫算議定權は一定の範圍を有す此の範圍を超ゆるときは議會の議決は背法の議決なり豫算成立に至らさるときは政府は唯前年度の豫算を施行するの一途を有するのみ前年度の豫算に定額なきものは法律上必要の歳出と雖とも豫備費の定額外に之を支出することを得さるなり

元首は答責を有せす議會には責任なし而して大臣の責任と議會の解散とい必すしも常に政府と議會との一致を保つに足らす故に政府と議會と互に幾分の推讓に由て相調和するに非されは立憲制度の美果は決して之を收むへからさるなり政府の權は議會宜しく之を敬すへし議會の權は政府宜しく之を重んすへし然れとも政府に權あるも以て議會を抑壓するの具となすへからす議會に權あるも以て政務を阻礙するの便に供すへからす國家の生活に公德を要するは猶ほ社會の生活に私德を要するか如し而して國家に在ても社會に在ても權義を以て相爭ふは已むを得さるの終局手段のみ若し夫れ政府議會各其の憲法上の權限を鬪はして交々相凌轢するに至らは眞に以て國家不祥の事となさゝるを得す余輩か豫算に關して縷述したる卑見をして一片學理上の空論に止らしめは國家の幸何事か之に加へん

日本法令豫算論終

32
10

附言

本篇ノ草稿略ゝ成リタルノ時余ハ未ダ第二期帝國議會議事ノ報告ニ接セサリシヲ以テ本篇中、言ノ帝國議會ニ及フモノハ皆其ノ第一ノ會期ニ關スル所ナカルヘシ又タ第二期ノ議會ニ起リタル法令豫算ノ問題ハ曩ニ余カ研究ノ際自カラ問ヲ設ケテ之カ解答ヲ試ミタルモノヲ除クノ外本篇ニ論スル所ナカルヘシ

本篇ニ於テ參考シタル法令ハ總テ明治廿三年十一月現行ノモノニ係ル爾後或ハ改正セラレタルモノアルモ余ハ全ク之ヲ參考スルノ便宜ヲ有セサリシナリ

本篇ノ稿成ルヤ當府留學ノ學友法學士山崎覺次郎氏ノ校閲ヲ煩ハシ氏ノ注意ニ由テ益シタル所少ナカラス茲ニ學士ノ高誼ヲ謝ス然レトモ本篇ノ論旨ニ至テハ余獨リ其ノ責ニ任スルコト言ヲ俟タサルナリ

明治廿五年二月

獨逸「ハルレ」客寓ニ於テ

著者識

明治二十五年五月二日印刷
同　年五月三日出版
同　三十二年十一月十日印刷
同　年十一月十五日再版

著作權登錄濟

定價金九拾錢

著作者　東京市麹町區四番町四番地　一木喜徳郎
發行者　東京市本郷區本郷六丁目五番地　高頭忠造
印刷者　東京麹町飯田町五丁目廿六番地　近藤圭造
發行所　東京市本郷區本郷六丁目五番地　哲學書院

特別大販賣所
東京　有斐閣
同　大坂　松村九兵衛
同　名古屋　嵩山房　川瀬代助
同　熊本　崎屋　長崎次郎

W323.2
I.14

諸國販賣所

東京日本橋	博文館	越後水原 西村六平
同	丸善書店	同 長岡 上田屋
同	大倉孫兵衛	越中高岡 學海堂
同	小林喜右衛門	同 富山 中田書店
同	林平次郎	加賀金澤 近田書店
同 京橋	目黑支店	肥前長崎 鶴野常吉
同 神田	東京堂	筑前博多 積善館支店
同	明法堂	安藝廣島 松村善助
大坂備後町	吉岡平助	同 積善館支店
同久寶寺町	三木佐助	周防山口 塞翁堂
京都河原町通	大黑屋	阿波德島 坂井萬吉
同寺町通	若林茂一郎	薩摩鹿兒島 吉田幸兵衛
名古屋	三輪文次郎	陸前仙臺 文學館
信州松本	高美書店	北海道札幌 前野長發

安價金九拾錢

哲學書院發賣書目

伊藤侯爵著

●帝國憲法皇室典範**義解**（三版）全壹冊 定價五十錢 郵稅六錢

伊藤侯それ自身は既に活たる憲法の解釋なり憲法に緣薄からさる侯自ら其義解を著さる他の死したる百の解釋を讀むも此活きたる義解を讀むに如かさるはそれ知るへき哉

法學博士 穗積陳重先生著

●**法典論** 全壹冊 定價七十錢 郵稅四錢

●**隱居論** 全壹冊 定價五十錢 郵稅六錢

右二書は博識卓見の名ある穗積先生の著にして法典論は法學研究に最必要のもの隱居論はその起原種類名稱等を社會發達の原理に據りて論斷したる近來稀有の良書也

故文部大臣井上子爵著

●內外臣民**公私權考** 全壹冊 定價十六錢 郵稅二錢

本書は我憲法十八九兩條の意義を說明する爲に各國の實例を蒐集せし古今の良著也

法學士 三宅長策先生著

●**豐臣氏法度考** 全壹冊 定價十五錢 郵稅四錢

本書は古代法典の一部を明にするのみならず考古學歷史學を研究する者の知らさるへからさる豐氏時代の制度の全般を論述したる者也

文學士 有賀長雄先生著

●**日清戰役國際法論** 全壹冊 定價壹圓 郵稅十錢

長谷井千代松先生著

●**公法類・聚** 第壹卷 定價十五錢 郵稅四錢

本書は土地割讓問題を國際法學の原理より論述したる好著也今や內地雜居の時土地に關する事項愈繁多を極めん而して此疑問を氷釋するもの是斯書也

北島傳四郎先生著

●**新領地法律論** 全壹冊 定價二十錢 郵稅四錢

法學士林田龜太郎先生譯

● 英國憲法及政治問答　全壹冊　定價參拾錢　郵稅貳錢

文學士辰巳小二郎先生著

● 西洋日本 女權沿革史　全壹冊　定價二十錢　郵稅貳錢

仝先生著

● 萬國現行 憲法比較　全壹冊　定價七拾錢　郵稅六錢

磯部武者五郎先生著

● 國體述義　全壹冊　定價貳拾錢　郵稅四錢

土岐儀先生著

● 國家學要論　全壹冊　定價八十錢　郵稅六錢

文學士久米金彌先生譯

● 英國 地方政治論　全壹冊　定價七拾錢　郵稅六錢

海江田子爵立案

● 日本政綱論　全壹冊　定價參拾錢　郵稅四錢

日下義諦師譯

● 佛說 王法政論經　全壹冊　定價拾錢　郵稅貳錢

東邦協會譯述

● 露國東邦策　全壹冊　定價三拾錢　郵稅四錢

稻垣滿次郎先生著

● 東方策　第二編　定價四十錢　郵稅六錢

增子喜一郎先生著

● 對淸新政策　全壹冊　定價三拾錢　郵稅四錢

武岡磐太郎先生著

● 露國東洋策　全壹冊　定價貳拾錢　郵稅貳錢

宇都宮五郎先生譯

● 權利競爭論　全壹冊　定價參拾錢　郵稅六錢

文學博士井上哲次郎先生著

● 內地雜居續論　全壹冊　定價參拾錢　郵稅四錢

法學士中村進午先生著

● 婦利類例　全壹冊　定價五拾錢　郵稅六錢

關熊太郎先生著

● 千島拓殖論　全壹冊　定價二十錢　郵稅四錢

文學博士加藤弘之先生著

● 二百年後の吾人　全壹冊　定價拾五錢　郵稅貳錢

仝　先生著

● 雜居尚早　全壹冊　定價拾錢　郵稅貳錢

仝　先生著

● 日本十大勝筭　全壹冊　定價六錢　郵稅貳錢

堀井正則先生著

● 天下持國策　全壹冊　定價十五錢　郵稅貳錢

光吉元次郎先生著

● 國家社會制　全壹冊　定價五拾錢　郵稅六錢

文學博士外山正一先生著

● 社會結合三大一統　全壹冊　定價參拾錢　郵稅二錢

露西亞の大恩

柴尾寬太先生著

● 內地雜居 可否論纂　全壹冊　定價拾八錢　郵稅四錢

法學士藤井宇平先生譯

● 再版 婚姻進化論　全壹冊　定價壹圓廿錢　郵稅拾錢

著者は古今萬國の婚姻現象を精査審究して之に自家獨立の斷案を下せり蓋本書は婚姻に關する空前の大著述也

稻垣滿次郎先生著

● 西比利亞鐵道論　全壹冊　定價四拾錢　郵稅六錢

文學博士末松男爵著

● 國歌新論　全壹冊　定價四十錢　郵稅四錢

博士か文學に堪能なるは夙に世の熟知する所也本書は博士の銳利なる眼光を以て國歌を論定したる者歌道に志ある者先つ看ざるへからざる好著也

古城貞吉先生著

● 支那文學史　全壹冊　定價一圓八十錢　郵稅十八錢

近來支那文學史書類の出る一二にして足らすと雖然多くは杜撰見るに堪へさる者本書か此等と類を同うせさるは一讀の上必す首肯する所ならん

關根正直先生著
●歷代文學
上下貳冊 定價上卷五十錢下卷四十五錢 郵稅六錢宛

菊廼屋女史譯
●抱甕文庫
第壹編 定價貳拾五錢 郵稅貳錢

福井彥次郎先生著 東西博識
●高知土產
全壹冊 定價拾貳錢 郵稅錢

宮島大八先生著 支那語教科書
●官話輯要
再版近日刊行

張廷彥先生著
●支那音速知
全壹冊 定價五十三錢 郵稅四錢

弓場重榮內藤健兩先生共著
●北京風土編
全壹冊 定價三十錢 郵稅二錢

●朝鮮語獨學書
增訂四版 近日刊行

右四書共に語學研究者の爲に著述されたるものにして何れも研究者の必讀すへき良書なり

濱田健次郎先生著
●副假字法規
全壹冊 定價廿五錢 郵稅四錢

文學士 土子金四郎先生著
●銀行實務誌
增訂四版 全壹冊 定價七十錢 郵稅六錢

學士嘗て米國紐育の銀行に入り役員となり數年實務に從事の後更に歐州諸國の銀行を歷問して本書を著はされたる者是れ尋常の銀行論と其撰を異にする所以也

●外國爲替詳解
全壹冊 定價五十五錢 郵稅六錢

外國爲替の通曉し難きは世人の均く認むる所也今や內地雜居の時益此問題を知了するの必要あり是れ此書の出る所以也

●經濟學大意
增訂五版 全壹冊 定價四十五錢 郵稅四錢

著者英獨佛等の諸大家の說に基き極めて公平簡明に斯學の大意を說述したる者蓋教科書に最適の者也

●財論
全壹冊 定價三十錢 郵稅二錢

●話術新論
全壹冊 定價廿五錢 郵稅二錢

財は經濟學の主物也財論は審に之を論したる者話術新論は談話の方法を論述したる奇書也

文學博士 村上專精先生著
●大日本佛教史
壹卷 定價一圓七十錢 郵稅十六錢

近來佛教史研鑽の聲を聞くこと頻なるも眞摯に之を研究する者甚稀也本書は博士の該博なる識と獨得の見とを以て論述せられたる結果にして蓋近來の一大良著述也

●因明學全書
三版 全壹冊 定價六十錢 郵稅六錢

本書は同村上博士か著述にして苟も論理の大要に通せんとする者の必讀すへき良書也

●百廿題決擇記
增訂再版 前編 定價四十錢 郵稅六錢

●百廿題決擇記
增訂再版 後編 近日刊行

●日本佛教一貫論
增訂三版 全壹冊 定價三十錢 郵稅四錢

右三書亦文學博士村上先生の著述にして佛學研究の士の最必要の者なり

●因果理法論
佛教 全壹冊 近日再版刊行

●佛教忠孝編
全壹冊 再版近日刊行

忠孝は日本倫理の二大德也而して佛教は如何に之を解しゝか是れ苟も修身倫理の教に志ある者の必す先つ知らさるへからさると之を知らんとせは斯編を措て將た何の書ぞ

●起信論達意
再版 全壹冊 定價二十錢 郵稅四錢

●眞宗要領
三版 全壹冊 定價二十錢 郵稅四錢

●俱舍論達意
再版 全壹冊 定價二十錢 郵稅四錢

●安心立命談
三版 全壹冊 定價拾錢 郵稅二錢

春日祐師著
●佛教因果律
和製 全壹冊 定價五十錢 郵稅四錢

因果は學術の最大原理也而して佛教も亦之を以て根本律となす二者の關係差異を知らんとするものは先つ本書を讀まさるへからす

文學博士　井上圓了先生著

●妖怪學講義　全六冊　定價三圓卅五錢　郵稅四十八錢

●日本倫理學案　全壹冊　定價三十錢　郵稅四錢

●增訂四版 心理摘要　全壹冊　定價四十錢　郵稅四錢

●增訂三版 倫理摘要　全壹冊　定價四十錢　郵稅四錢

●日宗哲學序論　全壹冊　定價三十錢　郵稅四錢

●哲學一朝話　第壹卷　定價七錢　郵稅二錢

●哲學一夕話　全壹冊　定價十六錢　郵稅二錢

●哲學道中記　第一　定價二十錢　全壹冊　郵稅二錢

●妖怪百談　全壹冊　再版刊行近日

●失念術講義　全壹冊　再版刊行近日

●記臆術講義　全壹冊　定價十二錢　郵稅金二錢

●佛教活論序論　全壹冊　定價四十五錢　郵稅六錢

●仝縮刷　全壹冊　定價十錢　郵稅二錢

●佛教活論本論　第一破邪活論　全壹冊　定價一圓二十錢　郵稅十錢

●仝縮刷　全壹冊　定價廿五錢　郵稅四錢

●佛教活論本論　第二顯正活論　全壹冊　定價七十錢　郵稅八錢

●仝縮刷　全壹冊　定價五十錢　郵稅六錢

●殿米各國 政教日記　全貳冊　上篇定價十六錢郵稅二錢　下篇定價十四錢郵稅二錢

●忠孝活論　全壹冊　定價十五錢　郵稅二錢

●破唯物論　全壹冊　定價三十錢　郵稅六錢

●外道哲學　全壹冊　定價一圓廿五錢　郵稅十四錢

法學博士　坂谷芳郎先生譯

●經濟學史講義　上製壹冊　定價金一圓　郵稅金八錢

右は經濟學の沿革を最も精密に說示し加ふるに引用書を評註したるを以て斯學を博覽せんとする者に便也

可兒三隆先生譯述

●銀行論　全壹冊　定價參拾五錢　郵稅四錢

木村勝藏先生著

●增訂再版 商業簿記法　全壹冊　定價四十五錢　郵稅四錢

古今刊行の簿記書甚多しと雖概ね實用に適せず著者多年の經驗により此著を爲す商家は勿論最も各地商業學校教科用書に適せり

林學士　和田國次郎先生著

●森林學　上製定價九十五錢　郵稅十錢　並製定價八十錢　郵稅八錢

高橋琢也先生著

●森林杞憂　全壹冊　定價四十五錢　郵稅四錢

西村茂樹先生著

●德學講義　全十冊　自第壹冊至第六冊既刊　第一、第二、各定價拾七錢　第三定價拾八錢　第四、定價貳拾五錢　郵稅各四錢　第五、定價參拾錢　郵稅貳錢　第六、定價參拾錢　郵稅四錢

東西の學を合せて打て一團と爲し以て道德の教を說きたるは此書より精なるはあらじ倫理道德の教を究めんとする者は先つ此書を讀みて其然る所以を知了せよ

西脇玉峰先生著

●孟亞聖　全壹冊　定價三十錢　郵稅六錢

是れ先秦の偉人曠世の鴻儒亞聖孟子を論述したる者史傳學說徵を穿ち隱を顯し其偉人躍々乎として紙上に動く公明正大なる儒教を知らんと欲するものは先つ此書を讀め

文學士　建部遯吾先生著

●陸象山　全壹冊　定價五十五錢　郵稅八錢

學術旺盛の宋代に於て嶄然として一異彩を放ちし者を象山陸子となす本書は建部文學士の建筆を以てそが面目を活寫したる者陽明學の本據を知らんとするものは先つ此書を必讀せさるを得ず

清野勉先生著
●標註 **韓圖純理批判解說** 上卷 壹冊 定價一圓廿五錢 郵稅八錢

小柳司氣太先生著
● **宋學概論** 全壹冊 定價三十錢 郵稅四錢
本書は康節濂溪橫渠兩程子の學說を網羅して之を朱子に歸す蓋是を近世支那哲學史と稱するも不可なき也

惠美忍成先生著
● **佛陀論** 壹冊 定價五十五錢 郵稅四錢
本書は惠美先生か東西兩洋の書に基きて釋尊の一生涯を論したる者是れ尋常の傳記と大にその撰を異にする所なり

平沼淑郎先生譯
● **論理史評** 全壹冊 定價廿五錢 郵稅二錢

清野勉先生著
● **歸納法論理學** 全貳冊 定價壹圓五拾錢 郵稅拾四錢

仝
● 歸納論理 **經世危言** 先生著 全壹冊 定價三拾錢 郵稅四錢

文學博士 加藤弘之先生著
● **德育方法案** 全壹冊 定價拾錢 郵稅貳錢

仝 先生著
● **小學教育改良論** 壹冊 定價拾錢 郵稅貳錢

文學士 澤柳政太郎先生著
● **公私學校比較論** 壹冊 定價拾錢 郵稅貳錢

文學士 國府寺新作先生著
● **教育學講義** 全壹冊 定價六拾錢 郵稅六錢

尾原亮太郎先生著
● **教育哲論** 全壹冊 定價三十錢 郵稅六錢

稻垣滿次郎先生著
● **教育之大本** 全壹冊 定價參拾錢 郵稅四錢

桐谷文平先生譯
● 家庭必要 **兒童性質研究法** 全壹冊 定價十二錢 郵稅貳錢

醫學士 渡邊文治先生譯
● **眼科衛生法** 全壹冊 定價參拾錢 郵稅貳錢

40/3/30
82 5107

日本法令豫算論

一木喜德郎著

表紙そのまま
斜線の表紙は
不要

No. B-74

製本種別	上 総
大きさ	B5
クロース	Sp7

32-10
(713693

最高裁図

最高裁判所図書館
000126511

inches
cm
Kodak Color Control Patches
© Kodak, 2007 TM: Kodak
Blue
Cyan
Green
Yellow
Red
Magenta
White
3/Color
Black
Kodak Gray Scale
C
Y
M
© Kodak, 2007 TM: Kodak
A
M
B